

平成23年五條市議会第2回6月定例会（第3号）

日 時 平成23年6月20日（月） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	藤 富 美恵子	1 合併特例債について 2 市長の公約とそれに関連する事項について (1) 行財政改革について (2) 住んで良かったまちづくりについて (3) 元気な五條市について 3 五條市滞在体験型観光施設について 4 再オープンした市立五條文化博物館について 5 新ごみ処理施設の建設について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 部長 市長・部長
2	福 塚 実	1 教育行政について (1) 市立小・中学校における環境整備について (2) 教育長の人事について 2 消防及び防災体制について (1) 五條市における南部地域の防災体制について (2) 女性消防団員の活用について	部長 市長 部長 市長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
3	大 谷 龍 雄	<p>1 新消防庁舎建設に当たり事前に検討が必要な課題について</p> <p>(1) 周辺自治会、市立五條東中学校及び民間企業等への協力のお願いと切実な要望の聞き取りについて</p> <p>(2) 耐震強度の想定について</p> <p>(3) 不規則な勤務体制の消防職員の健康対策について</p> <p>2 五條市内及び上流域に存在する各ダムの耐震強度並びに地滑り問題の調査結果の公表を関係機関に要請することについて</p> <p>3 必要性の高い市立小・中学校へのエアコンの設置について</p> <p>4 市立五條東中学校前の交通渋滞解消につながる（仮称）栄山寺トンネル工事の早期着手の県への要望について</p> <p>5 水道水の不正使用疑惑に関する調査の結果と今後の対応について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 選第一号 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙について
- 第三 報第三号 平成二十二年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
- 第四 報第四号 平成二十二年財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について
- 第五 報第五号 平成二十二年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第六 報第六号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第七 報第七号 平成二十二年五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第八 報第八号 平成二十二年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第九 報第九号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例の一部改正）
- 第十 報第十号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十二年五條市老人保健特別会計補正予算 第一号）
- 第十一 報第十一号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十三年五條市一般会計補正予算 第一号）
- 第十二 報第十二号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第十三 報第十三号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第十四 報第十四号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正について
- 第十五 報第十五号 五條市母子医療費助成条例の一部改正について
- 第十六 報第十六号 五條市滞在体験型観光施設条例の一部改正について
- 第十七 報第十七号 五條市簡易水道設置条例の一部改正について
- 第十八 報第十八号 市道路線の認定について
 - 議第四十三号 市道路線の認定について
 - 議第四十四号 市道路線の認定について
 - 議第四十五号 市道路線の変更について
- 第十九 報第十九号 平成二十三年五條市一般会計補正予算（第二号）議定について
- 第二十 報第二十号 財産の取得について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員 十三名

欠席議員 二名

四番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	三番	二番	一番	
堀	田	大	土	花	峯	山	益	池	藤	川	吉	山	福	
川	原	谷	井	谷	林	田	田	上	富	村	田	口	塚	
浩	清	龍	康	昭	宏	澄	吉	輝	美	家	雅	耕		
美	孝	雄	嗣	典	政	雄	博	雄	恵	子	廣	範	司	実

説明のための出席者

事務局職員出席者

事務局長	市長
事務局次長	教育長職務代行者
事務局係長	市長公室長
	総務部長
	都市整備部長
	生活産業部長
	健康福祉部長
	上下水道部長
	消防長
	会計管理者
	西吉野支所長
	大塔支所長
	監理管財課長
	企画財政課長
	秘書課長
	庶務課長
事務局長	太田 愷
事務局次長	吉田 内
事務局係長	下村 田
	森本 本
	櫻井 井
	森本 本
	辻本 本
	窪口 佳
	町口 正
	小窪 美
	山田 善
	新井 健
	福塚 勝
	菊谷 眞
	上谷 孝
	豊 男
	旬 一
	光 貴
	好 紀
	成 吉
	辰 雄
	洋 次
	元 三
	敬 三
	敏 弘
	衡 司
	佳 秀
	正 治
	美 男
	善 久
	健 夫
	勝 彦
	眞 宜
	孝 男

事務局主任
速記者

馬場由美子
柳ヶ瀬五美

午前十時零分再開

○議長(川村家廣) ただいまから去る十七日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。
堀川浩美議員から欠席届が、福塚 実議員から遅刻届が出ております。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長(川村家廣) 本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。
配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長(川村家廣) 日程第一、一般質問を行います。
この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いします。
議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。
なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。
また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。
理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

○議長(川村家廣) 初めに、七番藤富美恵子議員の質問を許します。七番藤富美恵子議員。

七番 藤富美恵子質問席 〇

○七番 藤富美恵子) おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので通告いたしましたとおり、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、このたびの東日本大震災により被災された皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

それでは質問に入らせていただきますが、今回は質問が多く、持ち時間は答弁も含め九十分でございますので、明瞭、的確な答弁をお願いいたします。

まず初めに、太田さんはこのたびの市長選挙に当選され、五條市長となりました。

選挙前に五條市民の皆さんに約束、公約されたこと一つ一つを、スピーディーに実現させていただきたいと思っております。

市長になられたからには、常に熟慮し、言葉には責任を持って、そして所信表明で言われておりましたように、公平公正に、まじめに、おごらず、ひたむきに取り組んでいただきたいと思っております。

私は、太田市長の若さとパワーに期待しております。市民の皆さんと対話をし、そして議会とも十分議論をしながら、常に市民の目線に立ち、住んで良かったまちづくりを目指して、五條市長として手腕をふるっていただきたいと思っております。

それでは、一般質問に移ります。

通告いたしております一番と三番を入れ替えまして、先に三番の五條市滞在体験型観光施設についてお尋ねいたします。

今議会で、市長より五條市滞在体験型観光施設条例の一部改正の議案が提出されております。このことについては、去る六月三日の議会運営委員会で説明を受けました。また、この議案は厚生建設常任委員会に付託されると思っておりますので、六月二十一日の委員会で質問をさせていただこうと思っております。市長の所信表明に「行政、議会と、それぞれの責任を果たす中で、市民に開かれた場所で建設的に意見を交換し、……」ということでございますので、一般質問をさせていただくことにいたしました。

それでは、今回の利用料金の改正につきましては、一泊泊まり二万五千円ということですが、これは余りにも高すぎると思っております。

この通称「前防邸」は、平成二十二年九月議会で指定管理者制度を導入することが可決となりましたが、その後、指定管理者を募集したところ誰も応募しなかったという経緯があります。

まず、そのときの利用料金、改正前の利用料金をお尋ねいたします。

この、A棟というのは「蔵」のことで、B棟というのは「離れ」のことでよろしいでしょうか。

○議長(川村家廣) 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長 櫻井敬三) おはようございます。

七番藤富議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

まず、A棟は蔵、B棟は離れということでございます。

それと、改正前の料金ということでございます。改正前につきましては、蔵については五千円、離れについては五千五百円という設定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。(七番)の声あり)

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 改正前は小人、四歳以上小学生以下の料金を設けておりますが、今回の改正では、小人の利用料金は設けておりません。これは、なぜでしょうか。

○議長(川村家廣) 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長 櫻井敬三) 七番藤富議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

今回の改正については、子供料金といえますか、小人に対しての利用は定めておりません。

それにつきましては、前防邸につきましては、体験滞在型施設としてゆったり、ゆったりと大人の質感で味わっていただくということ、そういう快適な空間を演出させていただいたということで、子供料金の設定を今回はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。(七番)の声あり)

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) それでは、子供が宿泊した場合、宿泊料金はどうなりますか。

○議長(川村家廣) 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長 櫻井敬三) 七番藤富議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

子供の料金はこの改正後の料金の範囲内で、指定管理者がその中で市と協議し、最終市が承認して設定をすると、そういう運びになることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。（七番）の声あり

○議長（州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）ということは、今は子供料金を設定していないけれども、将来的に指定管理者と協議の上、設定していくということですね。

私は、小人の利用料金も今回のように、指定管理者が決めるのではなく、改正前のように、やはり条例で定めておくべきであると思います。

そして、今回の五條市滞在体験型観光施設条例の一部改正について、改正の理由は「施設が旅館業法の適用施設になったことに伴う」とのことですが、施設が旅館業法の適用施設になったことで、何がどう変わるのかお尋ねいたします。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）七番藤富美恵子さんの質問にお答えをさせていただきます。

旅館業法の適用を受けるということの、主な変更点でございますが、その適用を受けることによりまして、それによって床面積、またお風呂とトイレ、洗面の数、そういう施設から適正な利用人数というのが定められることとなります。

また、玄関帳場とか、またそれに代わる施設を当該旅館業施設からおおむね一〇〇メートル以内に設けるとか、利用者の出入りが確認できるとか、そういう代わる施設を設置と、そういうふうな規制が掛かってくるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（七番）の声あり

○議長（州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）要するに、以前であれば、蔵は四名、離れは十名、宿泊できたものが、旅館業法の適用施設になったことで、蔵は二名、離れは五名しか宿泊できなくなったということでしょうか。はい。

そして、次に指定管理者が市に支払う改正前の家賃は幾らでしたか。そしてまた今回、利用料金を改正して、再度募集する際の家賃は幾らになりますか。以前と同じですか。変わりますか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）七番藤富美恵子さんの質問にお答えをさせていただきます。

家賃ということでございますが、施設を利用していただく指定管理者から市に納めていただく使用料でございます。これにつきましては、改正前につきましては、もともと指定管理者ということで三年間を計画していましたので、一年目につきましては、施設の調度品等指定管理者の方で準備して

いただくという方の使用料との精算というか、相殺をしてということでは一年目は三十万、そして二年目、三年目というのが年間二百四十万という想定でございます。

これは施設の利用率が大体三、四〇パーセントあるということの想定をして、この使用料を市に納めてもらうということを考えておりました。そして今回でございます。今回については、これから条例が改正された想定して、今また施設の利用料金、これは指定管理者が設定する金額にもありますが、想定しているのは年間六十万、これを想定して市に納める使用料というふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（七番）の声あり

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）今回、市長が提案された利用料金の改正は、一泊素泊まり、蔵は定員一名から二名までで、宿泊料金は一名二万五千円、二名で五万円、それから離れは定員二名から五名までで、宿泊料金は二名五万円、三名では六万円、四名では七万円、五名では八万円となっております。そして、昼間利用は、離れの定員は二名から十名までで、時間は午前十二時から午後二時まで。利用料金は一回につき二万円ということですが、「一泊素泊まり二万五千円」という料金の根拠をお尋ねいたします。どこからそのような金額が出てきたのですか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長 櫻井敬三）七番藤富議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

二万五千円の根拠ということでございます。二万五千円という根拠なんですけど、本施設につきましては、おもてなしやしつらえなどについて、非常にグレードを上げて古民家でゆったり自由な時間を過ごしていただくということで、「棟貸しして、町屋暮らしを体験し楽しんでいただきたい」と、こういうように考えてその上限額を設定したものでございます。その上限額の中で、指定管理者が営業できる範囲内ということで、考えて設定をいたしました。

また具体的に二万五千円ということに関しては、京都でこういう町屋の滞在体験施設がございます。その金額が二名で五万五千円というのがございます。京都と五條市では当然条件的、地理的なものが違いますが、あくまでも上限という中で、営業をしていく範囲という中で、これを設定させていただきます。御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（七番）の声あり

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 指定管理者が管理をして、営業が成り立つというのであれば、なおのこと、来てもらいやすい料金を設定しないことには、営業が成り立たなくなるのではないかと、私は考えます。

料金は、今部長の答弁を聞かせていただきましたら、指定管理者のことだけを考えて決めるのではなく、やはりもっと利用するお客さんの立場になって、また何よりも、この御時世でございますから、今のこの御時世をよく考えて、利用料金を決めるべきであると私は思います。

この料金を決める際に、部長、この御時世というのを考えていただけましたか。

○議長(川村家廣) 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長 櫻井敬三) 七番藤富議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

まさしく利用というのは、これは広くここを体験していただく、そして五條新町の良さをわかっていたかと、そしてまたここを起点にしている形で五條の観光を体験していただくということで、こういう町屋暮らしをゆっくり、ゆったりとこういう体験してもらおうということでございますので、何も指定管理者が営業ということが全てではございません。利用していただくお客さんの立場に立ってと、また今の宿泊施設の利用料金、その辺も併せもって考えてはおります。

そして、今の金額は一人二万五千円、二万五千円にするという意味ではございませんので、その上限を定めておりますので、具体的にはこの条例が可決された後に指定管理者が提案してくる料金、それは十分市場料金も勘案してやってもらえるのではないかなと、まさしく多くの方が利用できるような形に、そういう中で、最終指定管理者検討委員会の方で選定をするという形になりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。(七番)の声あり)

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) いかにも古民家であっても、この金額でございますしたら、多くの方が利用できるというそういう対象にはなりません。私はやはりこの料金はべらぼうに高いと思いますので、部長に申し上げておきます。

京都という言葉が出ましたけれども、今どき、観光地の京都であったとしても、ましてや、ここは五條市でございますから、素泊まり一泊二万五千円、二名で五万円という料金、こういうべらぼうに高い金額というのは、私の頭の中には、あり得ない金額でございます。

市長は、このたびの選挙で、そしてまた、先日の所信表明でも、市民の目線で」と言っておられました。市民目線で考えたならば、いかに上限といえども、この一泊素泊まり二万五千円という、この金額はなかなか出てこないのではないかと思います。

市長は、「この料金は上限であるので、御理解を願いたい。」とのことでしたが、市民目線で考えたならば、到底理解できる金額ではないと思います。

「泊素泊まり二万五千円というのは、この料金は上限であり、先ほど部長が説明いただきましたが、指定管理者が利用料金を決めるので、必ずしもこの料金になるとは限らないという説明でございましたけれども、例えば観光シーズンであるとか、そういう時期には、この利用料金になるかもしれないと、可能性はあるということですね、部長。」

○議長(川村家廣) 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長 櫻井敬三 七番藤富議員さんのお答えをさせていただきます。

上限額、その可能性というのはいえませんが、いろいろそれは非常に繁忙期であったり、閑散期であったり、お客さんが来ていただける条件が整うならそういう設定もあろうかと思えますし、あくまでもそこは指定管理者の設定についても最終市が承認しますので、そこから状況を十分判断して最終的な判断をしていくということで御理解いただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。(七番)の声あり

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 先日の議運でも高いという意見がたくさん出ておりました。

二、三日前、私の家に軽井沢、一泊素泊まり四千元という案内が来ておりました。今どき一万円もあれば、バスで飛騨高山の古い町並みを観光し、白川郷に行き、温泉に入っ、おいしい料理をいっぱい食べて、そこそこのホテルに泊まって、これで一泊二日、二食付きで一万円でございます。今や、そういう時代でございます。

今回、改正しようとしている五條市滞在体験型観光施設には、温泉があるわけでもなく、食事が付いているわけでもありません。素泊まり、泊まるだけでございます。

私は、今回、市長が提案された改正案は、余りにも高い、高すぎると思いますので、これは修正をする必要があるのではないかなと思っております。先日、議運の後、議長と厚生建設常任委員長と前防邸を見てまいりました。施設は、市長も見に行かれたようでございますので、御存じだと思いますが、あの施設で、一泊素泊まり二万五千円という利用料金は高いと思われませんでしたか、市長。

○議長 州村家廣) 太田市長。

○市長 太田好紀）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

確かに私もこれが挙がってきたときに、まだこの金額以上でありました。これは当然議会にもおられないだろうし、またこの金額では到底理解を得られないだろうというのを思いまして、再度見直しをしていたらどうかということをお願いしました。そんな形の中で、二万五千円という形になったわけですが、当然今の常識から考えたら藤富議員が言われるように高いと思います。ただし、先ほども藤富議員も言ったように、上限ということでありまして、だから私も納得したのは、その上限ということ、あとは指定管理者が受けたときにおいてそれが五千円になるのか七千円になるのか、それは経営的な感覚の中で運営をしていく中で決めていただくと、それは四季折々、その金額の設定も変わるということもありました。だから上限としてこの二万五千円ということにしたと、今藤富議員からも言われましたけれども、この金額を見ると当然私も納得も理解もできなかったわけでありまして、再度見直しということも、申し上げたということでございます。そういうことを踏まえて上限ということで、私も理解して提出に至ったということをお理解賜りたいと思います。（七番「の声あり」）

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）いかに上限であっても、この上限という金額は指定管理者が利用料金にする可能性がある以上、上限といえども、宿泊利用料金になるわけでございますから、やはり私にはとても理解できる料金ではございません。

今回、この利用料金に改正するということは、もし改正いたしましたら、市長もそれから我々議会もこの料金で良いと認めたこととなります。五條に行って前防邸というところに泊った。泊ったら二万五千円やった、一人から泊らせてくれへん、二人で泊って五万円だったと、果してあの前防邸が五万円の価値のある宿泊施設かどうかと、その辺のところでございますが、まあ私は先ほども申しましたけれども、いかに上限といえども、指定管理者が利用料金をこの金額にする可能性がある以上、私はこの改正案に賛成することはできません。

一泊素泊まり二万五千円という金額、利用料金は、私、市民の皆さんに聞かれたときにとっても説明して理解を得られる金額ではないからでございます。安くとは言いませんけれども、そこその料金にしないと、高すぎるとなかなか逆に利用していただけないのではないのでしょうか。

将来、一泊素泊まり二万五千円が決して高くないと思える時代になりましたら、またそのときには、今回のように条例を改正すればよいことだと思います。

そして離れですが、いかに部屋が空いていようと、一名では泊まれないということですか、部長。その理由をお尋ねいたします。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長 櫻井敬三 七番藤富議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

定員を定めておりますので、離れについて一名という想定はございません。しかしこれは、例えば離れというのと蔵もございませぬので、蔵は一名から泊れますので、そちらの方でお願いをするなり、また次回、お友達と一緒に離れを利用していただくとか、そういうことで御理解をいただきたいなと思っておりますし、この離れにつきましては、面積が非常に広くございますので、一人の利用ということはやはりいろいろ管理も含めて最低の定員というのは設けさせていただくということで考えさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（七番）の声あり

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）私には、部長の答弁はよく理解できません。

離れと蔵、行っって見られたならば一目瞭然でございますが、離れと蔵の感じは全然違います。人それぞれの好みで離れには泊まりたいけれども、蔵には泊まりたくない、蔵はしゃれではありませんが、本当に暗いのですね。私はああいう暗いところに宿泊するというのは苦手でございませぬので、離れには泊まりたいけれども、蔵には泊まりたくないという、そういう人それぞれの好みもございませぬので、私は離れが空いていれば、二名からということではなくて、一名であっても利用していただいたらよいのではないかと考えますけれども、市長いかがですか。

○議長 州村家廣）太田市長。

○市長 太田好紀）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

確かに言われることは最もなことだと思っております。

ただ今さつきから申し上げますように、これは上限でありまして、二万五千円、二万五千円と言いますけれども、枠を作っただけであって、あとは中身を決めるのは指定管理者であるということ。その中で先ほどの子供の方も、また今の人数の面に関しても、これは一つの枠の中で決められたことで、あとは指定管理者の皆さんがその状況に応じた形でやっていただくという、一つの枠を作ったということだけ御理解をお願いしたいと思います。（七番）の声あり

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）それから昼間利用の料金は、一回につき二万円ということですが、これも非常に高すぎると、一回につき二万円というのはなく、一人、一時間幾らというふうに設定してもよかったですのではないかと思います。

一階については、新町通りに来てくれた方々に、目的は地域活性化のためでございますから、離れの二階については、とてもいい雰囲気でございますので、こういう場所は無料で開放してもよいくらいのところではないかと、私はそんなふうに考えます。

そして部長、昼間利用は、離れだけですか。蔵の昼間の利用はできないということですか。その理由もお尋ねします。

○議長(川村家廣) 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長 櫻井敬三) 七番藤富議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

昼間利用につきましては、離れだけでございます。昼間利用が離れだけと言いますのも、この離れにつきましては、この旅館業法も関係しますが、一階を研修室という形で設けております。そういうところを利用していただくということで、昼間の利用も入れます。蔵については、そういう施設はございませんので、離れについて一回二万円、これも上限でございますので、この以内でということ御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。(七番)の声あり)

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 蔵は研修室ではないから貸せないと、貸す対象にはなっていないと、そういうことでよろしいですか。はい。

そして、この施設は、五條市を活性化するための施設でございます。まずは、五條に来てもらい、そして施設を利用してもらって、満足して帰っていただくことが大切です。泊まって良かったと、前防邸に泊まって良かったわという口コミで広がっていく、一度、二度と来てもらえるリピーターを増やすには、先ほども申しましたが、何よりも今のこの御時世、そしてまた、利用するお客さんの立場になって、利用しやすい利用金額を設定するなど、いろいろよく考えていただいて、利用金額を設定していただくべきだと私は考えます。

今回、市長が提案された、一泊素泊まり二万五千円という利用料金は、余りにも高すぎる。上限二万五千円という金額でございますが、上限といえどもシーズン中には設定する利用料金として現実に起こり得る話でございますから、これは余りにも高すぎると申し上げ、この続きは二十一日の厚生建設常任委員会で引き続き質問したいと思います。

次に、二番目といたしまして、市長の公約と、それに関連する事項について質問をいたします。

まず太田よしのりのマニフェストの中から、まず、市長は、「もうける市政」と「ハダゼロ市政」について。「税金と借金」に頼るこれまでの受け身の市政運営から、市が積極的にお金をもうける努力をする政治を行います。」と公約されていますが、何をどのようにするのか、市長にお尋ねいたします。

具体的にお答えください。

○議長 州村家廣) 太田市長。

○市長 太田好紀) 七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、もうける市政と申しますのは、税金や借金、そして国や県に頼る受身的な市政運営ではなく、例えて言うならば、組織を株式会社五條市という位置付けをし、会社経営のごとく私や幹部職員はもちろん、職員一人一人が常に経営感覚とコスト意識を持ち、最少のコストで最大の成果を生み出すように取り組んでいくことでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。(七番)の声あり)

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 次に、市長は、子育て環境を充実し、次世代の若者、子供たちからお年寄りまで、安心して住み続けられる「魅力あるまちづくり」に取り組みます。」とのことで、住んでよかったまちづくりの、「第一目に、五條病院の充実について。県は平成二十六年までに、五條・大淀・吉野の公立三病院の新しい経営体制を構築し、経営統合を行う予定であり、百三十億円の投資が予定されています。」と書いてあります。つまり、百三十億円掛けて、南和、二市三町八村の三つの救急病院を、一つの救急病院と二つの地域医療センターに役割分担し、医療体制を再構築するということですが、太田さんは、五條市にある県立五條病院を守ります。」とマニフェストに書かれておりました。選挙中も「五條病院を救急病院に」と市民の皆さんに言っておられました。四月二十八日に開催された第四回南和の医療等に関する協議会で、救急病院は大淀町の近鉄福神駅前新設、また県立五條病院と国保吉野病院は改修し、地域医療センターにすることに決まりました。

なぜ、県立五條病院が救急病院に決まらなかったのか、この会議に出席されておりました太田市長にお尋ねいたします。

○議長 州村家廣) 太田市長。

○市長 太田好紀) 七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

南和地域における五條病院の存在意義や救急病院としての必要性などについて、四月二十八日に開催されました第四回協議会におきまして、私が強く訴えてまいりましたが、現五條病院は救急病院ではなく、国保吉野病院とともに地域医療センターとしての存続が決定されました。

今後におきましては、現在の診療科目である内科・循環器科等の外来の診療において市民の皆様が適切に診療を受けることのできる病院としての充実を南和の医療等に関する協議会で引き続き訴えてまいりたいと思っております。

これは実際の話、私が当選をさせていただいてから、初登庁後二日ということで、皆さんも私も当時議員でありました。この内容については、全く聞いておりませんでした。まだ白紙の状態でA案、B案、一つは県立五條病院のところ、そして福神のところということで、二案があったわけですが、私が行った時点では、ほとんど決まっていた。だから私は当選して二日後ですけれども、三万六千の代表として来たということで、当然私は理解も納得もできないということで、その協議会で訴えもさせていただきました。ただし、町村の議員全て首長の皆さんが全員賛成されたという、私だけが一人反対だったということで、大変心苦しいことでありました。しかしながらある程度の認識をしていたら、また私の言い方も変わったのかもわかりませんが、私が当時議員のとき、藤富議員も御存じのように内容的にそこまで決まっているということはほとんど聞かされていませんでした。内容を見ますと、ちょうど選挙があるということで、その会議を延ばしていたということを聞かされました。もっと早くそれは決まっていたのかなという思いもありましたけれども、選挙期間中ということで、終わってすぐにこの協議会が開催された。私が行かせていただいたときにはテレビ中継、下市町の観光文化センターでしたけれども、何百人という人が集まって、今日はすごい人が集まっているなあという思いをしながら、その会議に出席をしたわけでありますが、そういう形の中で、言いが通らなかつたわけでありました。しかしながら後方支援病院となりますけれども、これに關しての位置付け、内科、そして循環器等の診療はできるといふことであります。それと療養型の九十床のベッドも置かれるということですが、これも、拠点病院は確かに福神になりましたけれども、これは決定したことで、どうしてもこれに対しては私が言える立場でもなかつたということも御理解していただきたいと思うのですが、五條で存続するためには、その今の内科や循環器科等がより充実した形として、私はこれから町村長さん、そして県に対して強く五條病院の充実を訴えてまいりたいと、そういうように思っております。(七番「の声あり」)

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) はい。

次に、特に産科の再開を県に要請し、早急に実現できるように取り組みます。」とのことですが、このことについては、二月十七日に開催された、第三回南和の医療等に関する協議会で、吉野前市長は、「産婦人科はあるが、分べんは当面休止」ということで承認されております。つまりお産はできない、赤ちゃんは産めないということですが、太田市長は、第四回南和の医療等に関する協議会に出席された際、このことにつきまして、知事に何らかの申入れをされましたか。

○議長 州村家廣) 太田市長。

○市長 太田好紀) 七番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

この四回の協議会に付きましても、まず基本的に位置付けが決定されました。そして、前市長からもいろんな形の中で、分べんに対してのことも議会でもいろんな議論がされました。そういう形の中で、私はそのときも発言をさせていただいたのですけれども、百三十億も掛けてやるのにもかかわらず、分べんができないということは、大変心苦しいということも言わせていただきました。そのときに知事からは、実際はしたいと、しかしながら医師がおられないんだということを言われました。そういう形の中で、基本的に分べんに関しては医大のメディカルベースセンターに行きますけれども、その後の処置は全てこちらでやるということになりましたけれども、これだけ百三十億のお金を投資するのだから、最初からないというのは大変心苦しいと、だからそういう面ではこの中にもどうか科を作っていたきたいということがありました。知事からは大変有り難い言葉で、医師が見つかり次第それはさせていただきますと、ただし現実には今のところは医師がおられないので難しいということ、ただちゃんとした部屋も作ってはおくということなので、医師が見つかり次第、その対応はしていきますという温かい答弁をいただいたということも現実でございます。

以上でございます。（七番）の声あり

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）次に、子供の医療費を無料化」については、マニフェストには、ゼロ歳から小学校六年生までの子供たちの医療費の無料化を実現します。」と書かれておりました。

市長は所信表明で、来年度以降には実施できるような努力してまいります。」とこのように言われておりましたが、来年度以降というのは、いつでしょうか。この公約はいつから実施されますか、市長。

○議長 州村家廣）太田市長。

○市長 太田好紀）七番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

子供の医療費の無料化につきましては、実施時期につきましては、助成条件の整理、経費の見直し、職員体制の拡充、システムの構築など、事務的な課題等の整理を行い、議員各位の御意見をいただきながら、条件が整い次第、市民に混乱が生じないように取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。（七番）の声あり

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）次に「コミュニティバスの充実」については、山口議員、吉田議員が質問されましたので、省略させていただきます。

次に、「防災体制の充実」についてであります。五條市には、吉野川に沿って中央構造線があり、国内で三番目に地震発生率が高いとも言われて

おります。また東海・東南海・南海地震も三運動で起こるかもしれないと言われています。

新消防庁舎は、既に土地が購入されている今井町に建設されますが、五條市における地震対策はどのようになっておりますか。

○議長 州村家廣) 吉田市長公室長。

○市長公室長 吉田辰雄) 七番藤富美恵子の御質問にお答え申し上げます。

御質問でござります本市の地震対策についてでございますが、災害対策基本法の規定に基づきまして、五條市地域防災計画を策定いたしております。これは、国においては、中央防災会議による防災基本計画・県におきましては、県地域防災計画に当たるものでございます。

この計画は、市、関係機関、住民等、その全機能を發揮し、相互に有機的な連携を持つて、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命身体及び財産を保護することを目的に作成いたしております。

この計画によりまして、本市がとるべき地震対策を定めております。例えば具体的に初動体制を御説明するならば、県内に震度四の地震が発生いたしますと、職員は自動配備として災害初動体制をとることになっております。また、県内に震度五弱以上の地震が発生した場合には、指示がなくとも自主的かつ速やかに参集することが決められておりまして、災害対策本部設置による一号動員体制を地震発生時のフォローとして定めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(七番)の声あり)

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 答弁いただきましたのは、公室長、災害応急対策の初動対策ということでございますね。

これ一号動員体制とはどういうもので、そしてまた参集した後、肝心なのはここからでございます。参集した後、どのように対応していくのか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長 州村家廣) 吉田市長公室長。

○市長公室長 吉田辰雄) 七番藤富美恵子の御質問にお答えいたします。

一号動員、二号動員、それぞれ人数が定められておりまして、その規定に基づき部長級がまず動員がかかる、次課長も加わって、そういうふうな形で区分がされておりますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

続いて、災害対策本部が設置されて以降の活動内容についてでございますけれども、それにつきましても、地震対策計画に地震の場合細かく決めら

れておりまして、まずは情報収集に当たるといことになります。どこでどのような被害があるのか、けが人が多く出ているのかどうか、その辺の情報収集に当たるといことが第一義にございまして、あと地震直後の緊急措置といたしましては、庁舎、施設等の被害状況の把握、そして初期消火、あるいは通信機能、非常電源の確保、災害概況の把握、関係機関との連絡体制の確保、こういった手順を進めてまいりまして、あとそれ以外にもライブラインの情報収集とか、集まってきた職員、あるいは各地区自治会長なりになると思いますが、各地域においての被害状況の把握に、情報収集に努めると、しかる後に広域応援要請を行うとされておりました、消防救急、医療救護、救援物資等、広域応援要請を行い、あるいはもっと大きな被害が出ている場合ですと、自衛隊の派遣要請にもつながってくるということございまして、その後に、職員防災本部でできる、まずは人命救助、避難誘導、避難所開設、火災鎮圧、情報収集、そういった形で応急活動を実施してまいります。

その後におきましては、いろいろな班体制を組んでおりますので、それぞれ班においてそれぞれの任務に当たると、こういうシフトをしていくと、そういう流れとなっております。（七番「の声あり」）

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）次に、災害予防対策、災害復旧・復興対策ということについても、少し説明していただけますか。

○議長 州村家廣）吉田市長公室長。

○市長公室長 吉田辰雄）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

それぞれにつきましても、地域防災計画に定められておまして、その手順に従い、行うということでございますけれども、災害予防というのは、日頃の啓もう・啓発が中心になってきておりますし、先般も御質問等いただきました防災マップ等の充実、あるいは日頃から自分の命は自分で守る、家族で守る、地域で守る、そして行政がそれらの応援をするという形の大きな原理原則のようなものを常に頭に置いていただく危機管理体制、いつなんどきどのような災害が起こるか分からないという、心の備えというようなものを常に持っていたく、市民に持っていたくような周知、啓もう・啓発を続けていくことが予防対策であるというふうに認識いたしております。

あと、いざ災害が起こって直ちに行う応急措置でございますけれども、人命救助、これは消防職員、訓練、知識を持っている人たちにお任せするといことになろうかと思えますけれども、我々一般職員につきましては、後方支援と言いますか、避難誘導、避難所開設、食糧調達、そういった形の後方支援のようなものを、全力を挙げて行う、そういうことになってこようかというふうに思っております。（七番「の声あり」）

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 次に、五條市の備蓄品の現状を具体的にお答えください。

○議長 州村家廣) 吉田市長公室長。

○市長公室長 吉田辰雄) 七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

主な備蓄品といたしましては、非常用食糧、現時点では五千三百五十食、それらを始めハンマー、ショベル、バール、消火器等、災害時に役立つ資材を備蓄しておるところでございます。

以上でございます。(七番)の声あり)

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 五條市の人口約三万五千人の非常用食糧が、五千三百五十食しかないというのわかりました。そうしましたら、今説明のありました、ハンマー、ショベル、バール、消火器等でございますけれども、それぞれ五條市に合計で結構でございます、幾つありますか。

○議長 州村家廣) 吉田市長公室長。

○市長公室長 吉田辰雄) 七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

防災資機材の数については、ちよつと今資料を持ち合わせておりませんので、申し上げることはできません。御了承いただきたいと思ひます。(七番)の声あり)

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) そしたら、一番大切な飲料水の備蓄は、これはどのようになっておりますか。

○議長 州村家廣) 吉田市長公室長。

○市長公室長 吉田辰雄) 七番藤富議員の御質問にお答えいたします。

飲料水につきましては、特に現時点では備蓄倉庫にはないのですけれども、今御案内のように、民間企業と提携を結びまして防災自販機というのを設置させていただきました。いざ災害となりますと、市内三箇所にある自販機のジュース等飲料水も含めてですけれども、全て無料で使用できるといふことになっております。併せて飲料水、ペットボトル大きいもので数字は認識していませんけれども、かなりの量が無償提供いただけると、そういうふうな協定も結んでおるところでございます。それ以外にも基本的には水道局の給水活動を行っていくことになろうかというふうに思っております。

以上でございます。（七番）の声あり）

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）一番備蓄しなければならないのは、飲料水でございますから、やはり飲料水を全然備蓄していないというのは、これはもうどうか
など、誰に聞かれても大変聞われることでございますので、早速大量の飲料水を備蓄していただきたいと思えます。

それから防災自販機でしたか、この防災自販機というのは停電になったらどうなりますか。

○議長 州村家廣）吉田市長公室長。

○市長公室長 吉田辰雄）七番藤富議員の御質問にお答えいたします。

自家発電装置はついていませんので、地震等が起きましたら手作業で鍵を開けてその飲料水を使用させていただくということになってくるかなと
いうふうに考えております。（七番）の声あり）

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）手作業で、いかに災害時とはいえども、勝手に人のものを開けるといのはなかなかしにくいことでございますし、誰もが開けら
れるわけではございませんので、やはり飲料水というのは大量に備蓄しておいていただきたいと思えます。

災害といいましたら、今まで阪神大震災のそういう例とか聞かせていただきましたら、水とトイレというふうによく聞かせていただいています。水
というの、どっかが誰かがどないかしてくるというのではなくて、食糧と同様に大量に五條市も市として備蓄していただきたいと思いますが、市
長、いかがですか。

○議長 州村家廣）太田市長。

○市長 太田好紀）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

確かに飲料水というのは大変大事なことだと思います。

先ほど公室長の方からお話がありましたけれども、自動販売機をやつは災害があつた時点では全部フリーになりますので、押したら出てくるとい
う、そういうことになっているらしいです。

それと、私がもう一つ考えるならば、備蓄も大事ですけれども、いろんな企業と連携を取りながら、そこらとも協定書を結んで、いろんな五條の企
業さんとできるだけそういう飲料水とか、また先ほど言ったように、スコップとかいろんな形の中で協力体制ができるような構築を今から進めていき

たいと、そういうように考えております。

以上です。（七番）の声あり）

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）大災害が起きましたら、電気・ガス・水道だけではなくて、道路というのも今までの災害から見ても通れなくなる可能性が十分にありますので、だから自販機であるとか、企業と提携するとか、それも本当に大切なことではございますけれども、やはり五條市三万五千人のことを考えていただきまして、それぞれ家庭でも備蓄はしておりますけれども、やっぱり市としてその辺のところを一番先に飲料水ということを考えていただきたいと思えます。

非常用食材の備蓄は、私、田園でございますので、例えば田園公民館には、五目御飯が三百五十食しかありません。これでは、本当にとっても足りませんので、家庭でも当然食糧等を私も備蓄しておりますけれども、実際地震が起ったならば今言っていたきましたように、水も不足して全然ないということですので、順次備蓄品を充実させていっていただきたいと思えます。

そして、もし地震が起った場合でございますが、避難場所がありますけれども、避難場所に五條市民全員を収容しきれないという現実があります。また食糧品等が十分に整備されていない現状で、今ここで地震なりなんなり大災害が起ったときに、五條市民の生命と財産、暮らしをどうなふうに守るのか、どのように守るのか、市長にお尋ねいたします。

○議長 州村家廣）太田市長。

○市長 太田好紀）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

確かに約三万六千弱の全ての人を対象となれば、これ本当に財政的にも厳しい状況であります。そんな形の中で、できる限りのことはこれから進めてまいりたいと思っておりますけれども、含めて飲料水やいろんな形の中で最低ラインのことはやっていきたいですけれども、ただ今この前の屋内運動場、体育館ですね。ここにも下には防火水槽と飲料水を兼ね備えたもの、その地区、地区でこれからいろんな形の、施設に対してもそういう避難場所プラスアルファそういう形の中で備蓄品も踏まえて総合的な形の中で、考えていかななくてはならないと思っております。全てのものを全てやれとなれば、当然今の財政状況では厳しい状況ではあります。それも踏まえながら精一杯できることだけできるところから努力していきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。（七番）の声あり）

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 次に、東日本大震災の影響で関西電力も「二五パーセント節電を断行する。」と報道されていますが、電力不足が見込まれる中、五條市の節電対策についてお尋ねいたします。

○議長 州村家廣) 吉田市長公室長。

○市長公室長 吉田辰雄) 七番藤富美恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

庁内の節電対策についてでございますが、従来より昼休み時間中はお客様に支障がない限り、また事務に支障がない限り消灯すること、また庁内エアコンにつきましては、二十八度設定、こういうふうな形で取組をいたしておるところでございます。

今後の節電対策の取組でございますけれども、今までの取組を更に徹底するとともに、新しい取組といたしましては、これもお客様、あるいは事務に支障がない範囲でとってまいりますけれども、庁内照明の間引き点灯、つまり各部屋あるいは通路の蛍光灯をとびとびに外していくようなことでもございますけれども、こういったことも行っていきたいというふうに考えております。

あと、パソコンなど事務機器を使用しないときはまめに電源を切るとか、退所時にはコンセントを抜く、身近なところから節電できるよう日頃より心掛けていきたいと、徹底していきたいというふうに考えております。

以上でございます。(七番)の声あり)

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 三月十一日に起きた東日本大震災で甚大な被害を受けた被災地に、尼崎市は復興支援バスを、宇陀市は消防車両を無償譲渡されました。また関西広域連合は、カウンターパート方式で職員を長期派遣し被災地を支援しております。

五條市は、どのような支援をしましたか。そして今後どのような支援をしますか。

○議長 州村家廣) 吉田市長公室長。

○市長公室長 吉田辰雄) 七番藤富美恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

人的な支援につきましては、まず消防隊が出動いたしました。次に、保健師の保健活動、被災地におきまして心のケアをするような目的で保健師の派遣をいたしました。あと給水活動にも水道課職員を派遣し、支援に向かうの方に行っております。あと義援金活動も実施いたしました。かなりの金額ですけれども、義援金として送らせていただいております。あと義援金活動も当然市民の協力のもと続けていきますけれども、人的

支援といたしましては、これから復興時期、復興活動に入ってまいりますので、やれる職種であれば可能な限り参加していきたいと考えておりますけれども、基本的には都道府県単位でそういう部隊編成を組みまして人的支援を行っておりますので、基本的には奈良県部隊に参加するという形で取り組んでいきたいと考えております。

今想定される部分といたしましては、復興活動、復興時期に入っておりますので、例えば事務的な部分で被災証明発行等に関する業務あたりに可能性があるのでないかなということを考えておりまして、いずれにいたしましても、支援可能なものには協力は惜しまないという態勢で望みたいというように考えております。

以上でございます。（七番）の声あり

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）関西広域連合で防災計画が策定されるそうでございますが、現在、奈良県は近畿で唯一関西広域連合に参加しておりません。私は、奈良県も関西広域連合に参加すべきであると思っておりますが、太田市長はどのように考えておられますか。

○議長 州村家廣）太田市長。

○市長 太田好紀）七番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

関西広域連合ということで、府県レベルの話でございます。私個人としても、なぜ参加しないのかなという思いは実際ございます。

私は今奈良県下においても、広域化でやっていたいただきたいということで、ごみの問題、またし尿等、いろいろ広域するべきが、これが地方自治体において大変考えるべきであると、そういうように考えております。

ただ、この関西広域連合に関しては、私個人としては入ってもいいんじゃないかなという思いがありますけれども、この間から東京に行ったときに奈良県の市長会がございまして、そのときにこの議案が出ました。奈良県としても一統一しようやないかということで、いろんな議論があったのですけれども、直接知事から私らは一切この内容は聞いておりません。だからいろいろ言うよりも、まず知事を交えて、次の市長会に呼んで、関西広域連合のことをどう考えているのか。実際なぜ参加しないのかということと知事さんに聞いてからやっていくべきというふうに、この間も市長会で決まりました。

私としては、当然私たち五條市においても県との連携というのは必要不可欠でございます。そういう面では私は個人的にはそういう気持ちがあったとしても、これからは知事の考え方に付いて行きたいなど、というのは、これから知事が言われております南和医療圏もしかり、南和のこと全てのこと

とに関して、これから知事は南側に力を入れてあげようということで、南和振興圏という位置付けの課も作っていただきました。そういう形の中で、私たち市町村が言うのにも、まず知事の考えのもので、また私たちは提言していくところは知事に提言をしながら、やはり県と市町村が連携をしていくことが大事じゃないかなと私は現時点ではそういうふうには思っています。

以上でございます。（七番）の声あり）

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）関西広域連合には、関西を中心とした二府五県が参加しておりますけれども、地震等大災害があったときに、大災害に見舞われたときに五條市が支援する側というだけではなく、支援される側の五條市民の一人として、私は機会があれば荒井知事に、奈良県も関西広域連合に参加するようお願いするつもりであります。

また今後、五條市の防災体制を見直すとともに、現実に地震が起こった場合を想定して、市民の生き延びるための防災訓練及び防災教育を行なっていただきたいと思いますが、市長、このことについて、防災訓練及び防災教育につきまして、五條市民の生命と財産を守るために様々な対策を講じていただいておりますけれども、これからの計画がございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 州村家廣）太田市長。

○市長 太田好紀）七番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

私といたしましては、まず市民の生命と財産を守ることが最優先です。だから公約で挙げたように、消防庁舎の建設を今回の補正予算に挙げさせていただきますました。そして、設計ができ次第、工事に掛かっていただく。これが一番大事なことかなと、まず第一思っています。

そういう形の中で、今後に対しましては、今まで防災訓練ということで、河川敷でやっていましたけれども、庁舎内でやったことが一度もないというのでありますので、七月の二日、防災月間の中で、今度は庁舎を踏まえて防災訓練、まずは基地になる市役所を、また職員が連携を取る、そして地域の皆さんとの連携を取りながら防災の認識をしてもらうということで、まずは七月二日にそういう訓練をこの庁舎でやるということは、決定いたしました。

今後に関しては、奈良県が防災計画を見直すということがありましたので、それに伴って五條市もそれに基づいて再度見直し、また防災計画の中で今度は平坦部と山間部とちゃんとした地域性も踏まえながら、独自の五條市の体系作りをしたいと考えております。

以上でございます。（七番）の声あり）

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 次に、二見保育所の開所につきまして、田原議員、堀川議員が質問されており、重複する質問になりますので、省略させていただきます。

次に、太田さんは 市長自らトップセールスマンとなって五條市の魅力を全国に発信します。また、定着人口の増加を図ります。」
元氣な五條市にするとのことですが、どのようにして五條市の魅力を全国に発信し、定着人口の増加を図り、元氣な五條市にするのか。そしてまた、 東北地方の大地震に伴い、東北地方の企業を五條市に誘致するための営業をいたします。」とのことですが、実際にどのようにして、東北地方の企業を五條市に誘致するのか。具体的に教えてください。

○議長 州村家廣) 太田市長。

○市長 太田好紀) 七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

企業誘致につきましては、昨年奨励金制度の条例を制定し、企業立地の促進と雇用拡大に積極的に取り組んでおり、優遇制度の盛り込んだ五條市企業立地ガイドブックを地元の企業や金融機関、そして関係団体等に配布しております。誘致活動につきましては、取り組みたいと考えております。

また、国の経済産業省、地域経済産業局、県の地域振興部と連携しながら東北地方の被災地企業に対しても情報提供を受け、トップセールスマンとして企業誘致活動に取り組み、併せて支援できる体制作りを積極的に取り入れていきたいと考えております。

企業誘致をすることで、地元雇用はもちろんのこと、強いては定着人口の増加も図り、元氣な五條市になるよう情報を発信していきたいと考えております。

私は前回の質問でも回答させていただきましたけれども、まずは企業誘致の促進ということが一番大事だと思うのです。そういう形の中で、今一番チャンスとっていますのは、二十八年度に御所道路が開通します。五條から大阪市内まで約五十分で行ける、これが一つのラストチャンスかなと思っています。ここで初めて企業誘致の促進ができるのではないかな。これから二十八年度にかけてそれは近隣の企業、僕は大きな企業よりも中小企業も踏まえて五十人から百人規模、五十人未満でもいいんじゃないのかなと、そういう形でまず選定をして、そしていろんな形で営業していきたいと思っています。それを踏まえて、東北地方ということも、これは知事と連携をしないで、五條だけで東北地方の企業の誘致促進というのはなかなかできません。知事等踏まえて、この間も知事にこの話を提言させていただきましたけれども、まずは県と連携を取りながら東北地方の企業、そして優良企業にやはり絞って、その中で奈良県としてその位置付けの五條市も踏まえた中でやっていきたい。これが一番スムーズにいくのではないかな。立地条

件、奈良県の中でもいろんな工業団地がございます。その中でも、まず一番最初に私が知事さんに声を掛けたということもありますので、そこらは知事の方も御配慮していただけるのではないかとということで、特に熱心に知事と連携を取りながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。（七番）の声あり）

○議長 州村家廣）藤富議員に申し上げます。藤富議員の一般質問の持ち時間はあと二十分となっております。七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）マニフェストの続きでございますが、市民の声を聞き、市政に反映させます。」とのことで、市民目線の『田張移動市長室』を年間行事計画に組み入れ、できる限り多くの市民の皆様と対話し、意見や要望を直接聞き市政に反映させます。より身近に感じていただくための工夫として、休日や夜間に議会を開催し、常に『市民の目線』で行政をチェックしていただきます。」と、このようにマニフェストに書かれております。出張移動市長室のこれからの予定と、それから休日、夜間の議会はいつ開催するのか。市長にお尋ねします。

○議長 州村家廣）太田市長。

○市長 太田好紀）七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

この私の公約にもありました出張移動市長室ということで、第一回目を阪合部地区でやらせていただきました。

私はこの出張移動市長室というのは、要望を聞く場ではございません。やはり語らう場ということで、以前は地区を回っているような要望を聞いていたということも聞いておりますけれども、私の場合は対話、より身近な市民目線で対等な立場で、そして話ができるという、そういうことを一つ考えている。だから各担当部長、全ての皆さんを引き連れてその場所に行くというようなことではございません。私が一人行かせていただく、若しくはいるんなことがあったら一人くらいは付いて行くかもわかりませんが、まずは私一人が行って、皆さんと対等な立場で、市民目線に立っているんな地域のいろんな現状やそしてこれからの五條市の未来、またこのようなまちにしていきたいという、そういういろんな意見、要望を聞きながらそれを行政に反映していきたいと、そういうことを市として考えています。

その中で今後の見通しとしまして、年間行事、やはりこれは五條地区、そして西吉野地区、そして大塔地区があり、大体年間何十回と決めてその中で進めていきたい、まだ計画はございません。これから逐一そういう形の中でやっていきたい。また広報にもそういうことを載せてやっていきたいというのが今の現状であります。

そして、もう一つは夜間の議会でありますけれども、これは当然私が選挙期間中、やはり仕事をしている中で土、日にやっていただきたい、私らも二遍見たい、いろいろなそういう意見がございました。これは私が言うよりも、議会の皆さんにお願いすると、議会の皆さんが合意をしなければでき

ないことなんで、これは正副議長、また議員の皆さんにお願いをしながらそういう形で、いろんな形の中で開ける場を行政共々考えながら進めていきたい。まず主導権は議会側にございますので、私がいちいちまた申し上げますと、大変御無礼と思います。その辺も議員の皆さんにおきまして、御審議をしていただいて、そして行政もそれに協力すると、そういう形で進んでいくかと思えます。その辺どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。（七番）の声あり）

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）出張移動市長室に関して、今の市長の答弁は、対話をするものであり、対話をする場であると、単なる要望を聞く場ではありません。ということでもございましたけれども、市長のマニフェストには、意見や要望を直接聞き、市政に反映させます。」と書いてあります。

私は、今後の五條市のまちづくりについて、対話、対話するのも本当に大切なことでございますけれども、市長になられて二箇月ですか、新米の市長でございますので、やはり市民の皆さんの要望というのもしっかりとその場で聞いていただいて、マニフェストにございますように、市政に反映させていっていただきたいと思えます。

五條市民が納めた、五條市民の税金の使い道でございますから、やはり市民の皆さんにその要望とか、そういうことも実行する実行しないはまた市長が判断されたいと思えますけれども、要望はやはり聞いてあげていただきたいと思えますので、提言しておきます。

最後に、常に市民や、市役所職員の目の届くところに「借金時計」を掲げ、市の財政運営に関心を持っていただくとともに、次世代に「借金」を残さないよう、緊張感のもとで市政運営を行います。」と書かれておりますが、市長、借金時計は、いつ掲げますか。

○議長 州村家廣）太田市長。

○市長 太田好紀）七番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

借金時計をいつするかということは、未定でございます。どこへどういう形でやっていくか。またどのような形の、借金という形もいろんな借金がござります。そういう形の中で、一応今年度中にいろいろと検討して、そして今後に予算付けをして、どういう形でいったらいいのか、皆さんに一番わかりやすい、これは役所の前にするのか、またいろんなことを精査しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。（七番）の声あり）

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）平成二十二年度の五條市の借金の額、また決算が済んでおりませんが、幾らくらいになりますか。

○議長 州村家廣) 太田市長。

○市長 太田好紀) 七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十二年度末での借入金残高は四百四十八億九千万でございます。その内訳でありますけれども、一般会計の市債残高が約二百八十億七千万円、下水道事業、簡易水道などの特別会計の市債残高が合計で約百二十二億円、水道事業会計の市債残高が約十九億二千万円で、全会計の合計は約四百二十一億八千万円でございます。そして土地開発公社の借入金残高が約二十七億二千万円あります。合わせますと、約四百四十八億九千万の残高となります。

以上でございます。(七番)の声あり)

○議長 州村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 次に、合併特例債についてお尋ねいたします。

合併特例債の百七億三千万円のうち、残りは約七十七億円あるわけでございますけれども、この七十七億円を使い、太田市長はこれからどのような事業をしたいと思っておられるのか。また吉野前市長は、二百二十三億円の事業を打ち出し、そして優先順位は、どれも「一番」とのことでございます。

同時に、太田市長の優先順位をお尋ねいたします。一番これ、二番これ、三番これというふうな優先順位が決まっておりますら、答えていただきたいと思えます。

○議長 州村家廣) 太田市長。

○市長 太田好紀) 七番藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

合併特例債百七億円のうちの残り七十七億くらい残っております。その中で、まずは消防庁舎の建設ということが、今の本会議に提出をさせていただきます。この後、皆さんも御存じのように、約三十六億でこの市役所の庁舎の建設もございます。そして駅前開発、駅舎、そして南北道ということもございます。いろんな形の中で、優先順位というよりもまずこれは今どういう形で進めていくかということ、もう期限が三年少ししかございません。今、週に三遍部長会を開いて、まず市役所をどうしていくのか、この後どうしていくのか、いろんな形の中で、今検討をしております。そのある程度の骨子ができましたら、これは議会の皆さん、そして一般の第三者会議を開いて、いろんな幅広い意見を聞きながら優先順位を決めていきます。ただし、優先順位といいますが、期間が三半年度というのには確かに難しいことでもあります。

この間の一般質問でも言わせていただきましたけれども、今葛城市、そして宇陀市とうちと、この三市において合併特例債の延長、どうかしていただきたいということで、この間も東京に行ったときに総務省に寄って、お話ししてきました。しかしながらまずは東北大震災の復興が第一だと、まずここは当然合併特例債は延長はありきだと、それ以降の考え方はなかなか簡単にはできない、こういうことになっております。そして全国の市長会に行ったときも、これが一つ議案として挙がっております。これも踏まえて奈良県、また全国的な市長会でもこれから国へ、また代議士の方に陳情にまいって、どうか延長をしようという努力はしていきたいと思えます。ただし、これができるかわかりませんので、うちとしては残りの三年少しの間には基本的はどうするかということを徹底的に今、九月までにある程度の方向性というのを各担当部ですり合わせて、そしてあの議会の皆さん、また第三者という形の中で進めていきたいと思っております。優先順位というのは、その中である程度皆さんの御意見を聞きながら決めていきたいと、そういうように考えております。

以上でございます。（七番）の声あり）

○議長 州村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子）庁舎の建て替えにつきましては、市長御存じのように、私は前から耐震補強でよいのではないかと、建て替えるべきではないという、そういうような意見を吉野市長に提言してまいりました。

これも耐震補強にどれくらい、幾ら掛かるかというところも関係してまいりますけれども、庁舎の建て替えに関しては、市民の多くの皆さんも関心を持っておられて、聞かせていただきましたら、割合多くの方が旧五條高校の跡地とかという声がたくさん出ておりますので、平成四年の九月ですか、九月以来二十年近くにわたって放置されておりますので、旧五條高校の跡地を利用するというのも、まあまあ一案かなと思っております。

そして同時に、図書館の建て替え、図書館の建て替えこそが必要だと思っておりますので、市長に提案をしておきます。時間がまいりましたので、残りの分につきましては、また予算委員会で質問させていただきます。終わります。

○議長 州村家廣）以上で、七番藤富美恵子議員の質問を終わります。

次に、一番福塚 実議員の質問を許します。一番福塚 実議員。

二番 福塚 実質問席）

○一番 福塚 実) それでは、議長の発言許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、一番に教育行政について、次いで二番目に消防及び防災体制について質問させていただきます。

それでは、一(一)市立小・中学校における環境整備についてお尋ねいたします。

私の知るところでは、今現在、五條市立の小・中学校ではクーラーや扇風機また冷風機などの設置が少ないように思うのですが、担当部長、よろしくお願いします。

○議長 州村家廣) 樫内教育部長。

○教育部長 樫内成吉) 一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年度は、異常気象で猛暑となり、学校の教室の温度が三十度以上の高い日が連日続き、学校教育環境を悪くしておりました。教育環境の改善のため、教室の冷房化は必要であると認識しておりますが、整備には多額の費用が必要となります。

国では、平成二十三年度について公立学校施設整備費執行に対する通知があり、平成二十三年三月十一日に起こりました東日本大震災では極めて甚大な被害への対応に万全を期していることから、被災地の支援活動、災害復旧に重点化を図る方向で検討が進められており、緊急性の高い事業を優先して事業を内定する通知がなされております。

具体的には学校施設のうち、特に危険性の高い建物の耐震化事業を優先的に実施するとしております。

したがって、平成二十三年度につきましては、国からの空調設備関係の補助金が現時点では無くなっております。今後は国の施策の動向を注視しながら五條市の財政を鑑み、計画的に学習環境を整えてまいりたいと存じておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長 州村家廣) 一番福塚 実議員。

○一番 福塚 実) 私も父兄の一人でございますけれども、去年の酷暑の中、学校関係者、また生徒からいろいろな話を聞く中で、去年の夏は朝から教室が四十度近い温度となり、授業を聞いている状態ではなかったと、子供たちも言っていました。余りの暑さに熱中症の危険もありますし、また先生も授業に集中するのが苦労した状態だと思っております。

この中で、震災が起こり、国や県、市におきましてもエコ政策や節電の機運が高まっておりますけれども、まず子供たちに一生懸命勉強していただくためにも、また受験を控えた保護者やその他関係者、子供たちにとっても、この夏場というのは大変授業に、また受験に大きな影響を及ぼす時期で

ございますので、なんとか小・中学校において、環境整備という面から、また受験を控えた子供たちにより良い環境で授業を受けられるような態勢づくりをしていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願っています。

次いで、一の（二）の教育長の人事について質問させていただきます。

子供たちを取り巻く環境も日々変化し、教育の見直しなど、先生やPTA、保護者の皆様においても、教育環境の変化に付いて行くのが困難な時代でございます。また、ゆとり教育から、脱ゆとり教育に替わりまして、そのため、いろんな迅速な対応をとっていかねばなりません。前教育長におかれましても、大変教育問題に誠心誠意に熱心に取り組んでいただいておりますと記憶しております。

現市長におきましては、議員のときに二年半も教育長を反対し続けた経緯がありますが、今後どのような方を人選されるのか、具体的によりしくお願いいたします。

○議長 州村家廣) 太田市長。

○市長 太田好紀) 一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

所信表明でも申し上げたように、副市長並びに教育長は私と共に市の中枢を担い、諸行政を推進していただく重要なポストであります。五條市の将来を担う大切な子供たちの教育に関わることでありますので、教育に豊かな知識を持ち、公平公正な教育行政をお任せできる方なるべく早く任命したいと考えております。

以上でございます。(「二番」の声あり)

○議長 州村家廣) 一番福塚 実議員。

○一番 福塚 実) 市長が言っている人はどういう方かというのは、知識が豊富な方というのは、教育に従事した方なんですか。

○議長 州村家廣) 太田市長。

○市長 太田好紀) 一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

これは当然行政に精通した方、そして県とのつながりということも踏まえて、いろいろとそういう面も踏まえた方をお願いしたいと、そういうふう考えております。

以上でございます。(「二番」の声あり)

○議長 州村家廣) 一番福塚 実議員。

○一番 福塚 実) ありがとうございます。

大変そういう立派な方を迅速に任命していただいて、また子供たちの教育の現場が遅れないことをよろしくお願いいたします。

次に二の、消防及び防災体制について、質問させていただきます。

それでは、二の一番、五條市における南部地域の防災体制について。市長が所信表明で、災害に強いまちづくりの推進を述べられておりましたが、新消防庁舎を今井地区に建設予定だと聞いております。

このたび、東日本で大震災が起こり、我が五條市におきましても、どのような災害が起こるかわかりません。もし、五條市が大きな地震や豪雨などで五條市南部地域のライフラインである橋などが通行不可能な状態になったとき、南部地域が孤立する恐れがあります。そのようなとき、どのような対応をとるか、関係部長、よろしくお願いします。

○議長 州村家廣) 窪消防長。

○消防長 窪 佳秀) 一番福塚議員の御質問、二、消防及び防災体制についてのところで、五條市における南部地域の防災体制について答弁させていただきます。

議員仰せのとおり、五條市内の市街地といえますのは、吉野川を挟んで川北、川南という形の中で二分されております。救急出動を例にとりますと、川北が六八パーセント、そしてまた大塔分署を含めた川南が三二パーセントというような現状になっております。

また吉野川は、橋梁等で結ばれているところから想定外の地震では本来に通行不能となる可能性があります。

したがって、将来的には川南を含めた地域に防災拠点の分散というのは必要であると考えております。

今後、職員定数の増を含め資機材の整備も併せて検討を行ってまいりたいと考えております。その間には、大塔分署、そして本年十二月に開所予定の十津川分署からの応援、並びに防災ヘリ、そしてドクターヘリの活用、また南部を管轄する地元消防団及び県立五條病院との連携で対処してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長 州村家廣) 一番福塚 実議員。

○二番 福塚 実) 南部地域におきまして、そういう防災型という拠点の消防分署というのを設けていくように考えておるといふふうに聞きましたけれども、南部地域の拠点とした場所はどの辺に考えておるのかなというのを伺いたします。

部長、よろしく願います。

○議長 州村家廣）窪消防長。

○消防長 窪 佳秀）南部の件でございますが、現在のところの場所かというところは設定しておりません。ただ救急出動が主な活動になるかと思えますので、南部の中でどの地点に拠点を置くかということは、南部のどの地点においても出動時間が同じような場所、そういうような場所になることへの選定が必要かと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長 州村家廣）一番福塚 実議員。

○一番 福塚 実）特定されていないことなので、南部といえば西吉野を含め大塔、また十津川も含むのかどうかわかりませんが、阪合部等も、中山間地域が中心になってきますので、これが同じ地域で同じような迅速な対応をとるためには、南部地域におきましては、一箇所だけでなく二箇所、三箇所というような場所が必要かなと思っております。

また中山間部におきましては、車で移動、大災害が起こったとき、車で移動というのは大変困難な場所が多いと思います。またそのためにも、広い場所でドクターヘリ、ヘリポート等考えた上で、そういう分散型の医療体制というか消防体制がとれるような場所も考えていただきたいと思っております。で、よろしく願います。

続きまして、災害時におきまして、大変避難場所の確保が重要な問題になっております。東日本大震災のときも地域住民の方々が大半の方が車で移動をなされた方が多く、避難場所の道路や駐車場の整備状況も重要になってきております。

五條市におきましても、どのような状況か私たち自身把握しておりません。またその地域住民に密着している消防団の存在も重視して考えなければなりません。

現在、消防団は何人在籍しておるか。また分団数は何分団あるか。関係の方によりしく願います。

まず、避難場所のことについて、よろしく願います。

○議長 州村家廣）吉田市長公室長。

○市長公室長 吉田辰雄）一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、指定避難場所といたしましては、市内百十二箇所を指定いたしております。

議員御指摘のとおり、各避難所におきましては、本市の地理的な特徴から平野部の市街地から中山間地域と多様な地形を有しておりますので、避難所への道路につきましては、一部狭い箇所も存在しているのも事実でございます。

特に中山間地域におきましては、避難所まで遠く、車両の利用が避けられないところが多々あるかと存じます。東日本大震災の津波避難では、車で避難された方が渋滞に巻き込まれまして、間に合わなかったという事例もございました。やはり、一次的な避難は徒歩が良いのかもしれないと考えておるところでございます。

なお、各避難所につきましては、基本的には主に学校、保育所、地区体育館、地区公民館といった公共施設を指定いたしております、それぞれ事情は違いますが、道路用件、あるいは駐車場のスペースは一定確保していると、そういう状況にあると理解いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長 州村家廣 一番福塚 実議員。

○二番 福塚 実）ありがとうございます。

避難所に行く場合、通行するのに、またそこまで車で行かれる、うちの近所の方でもほとんどそうですけれども、お年寄り、家族等を乗せた上で、車での移動というのが多いですね。避難所まで行く場合、建物の倒壊によって、また道幅が狭くてそこまで行けないという場合もありますので、その辺も十分考慮した上で今後検討してチェック等を行っていただきたいと思っております。よろしく願います。

続いて先ほど言いました地域に密着している消防団の現状について、関係の方よろしく願います。団員数とかです。

○議長 州村家廣）窪消防長。

○消防長 窪 佳秀）今の福塚議員からの質問ですけれども、一応一般質問の通告というのは、女性消防団員のことというようなことであつたかと思いません。そういうことの中で、私の方から、議長、答弁させていただいてよろしいですか。

○議長 州村家廣）分団数と団員数です。窪消防長。

○消防長 窪 佳秀）失礼いたしました。

団員数の定数とそして実数、そして組織について御説明申し上げます。

五條市消防団条例、これにつきましては一応六百三名というような形で定められております。そしてまた実数ですけれども、現在のところ四百九十三名でございます。

そして、消防団組織につきましては、団長一名、そして副団長四名、そして方面隊というような組織が七つございまして、七方面隊というように分かれております。

そして、地区の消防団については、二十一分団、こういうような形の中の組織でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長 州村家廣）一番福塚 実議員。

○一番 福塚 実）ありがとうございます。

大変消防団員数も多いというのはわかりました。私も昔消防団に在籍していましたが、現在、消防団員のなり手も少なくなり、だんだん減少しているのが現状だと思います。

また、この大震災を踏まえた中、地域に密着した消防団というのは大変重要な位置になってくると思いますので、よろしく願っています。

それでは、二の（二）女性消防団員の活用について質問させていただきます。

市長が、所信表明で述べられていた緊急の課題として挙げられている消防庁舎の建設や女性消防団員を含めた消防団組織の強化ですが、このことについては大変良いことだと私も思っております。

私も消防団に在籍しておりましたが、今現在、東日本の大震災で本人も被災されている中、地域住民の方、また消防団の方々で復興作業に従事されている方に、大変奮起されている方々に敬意を払いたいと思います。

この大震災を踏まえ、五條市におきましても、広域消防になり、ますます消防団の責務は重要になってきております。しかし、今この時期に任期を残し、任意の団体である五條市消防団のトップである消防団長がなぜお辞めになったのか大変疑問に思っております。また、野原の第二方面隊第二の消防団員三十名のうち二十三名が辞められたとも聞いております。これでは野原地域の安心安全の防災体制が危機的状態だと思われま。野原地域におきましては、住宅密集地も多く、ある意味このようなたくさんの方々で退団なされるのは異常事態かなと思っております。

市長が所信表明で申し上げておりました女性消防団員を含めた消防団組織の強化の部分で、どのように女性消防団員を活用していくのかを詳しく伺いたします。

○議長 州村家廣）窪消防長。

○消防長 窪 佳秀）一番福塚議員の御質問の中で、女性消防団員の活用についてという部分のみ答弁をさせていただきます。

奈良県内の十二市で女性消防団員の活用実施しているのは八市でございます。町村では五つの町村が活用を行っているところであります。

発足に至った要因といたしましては、近年男性消防団員の減少、そして団員の高齢化、そしてまたサラリーマン団員の増加等、そういうような課題に直面しているところから、消防団活動の活性化対策の一つとして女性消防団員の採用が行われているところであります。

主な活動といたしましては、男性消防団員のように火災現場、そういうことを含めた災害現場に出勤しての現場活動というのは、少し無理があるかと考えられるところから、女性を持つ本場にソフトな活動性や感性を取り入れた任務、例えば応急手当の普及の指導であるとか、老人の一人宅への訪問、そして住民への広報活動や幼少年に対する防火指導及び最近は災害時の後方支援、こういうものが挙げられております。

そしてまた、平成二十七年度には奈良県消防協会の申合せにより、五條市から全国女性消防団の操法大会、こういうものに参加していかなくてはならないと、こういうような現状もございます。

今後、五條市の地域に見合った女性消防団員の運用について組織等の見直し、そしてまた条例、規則の改正、こういうものも含めまして検討してまいりますと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長 州村家廣） 一番福塚 実議員。

○二番 福塚 実） ありがとうございます。

女性消防団員ということで、私も消防団でおったときに、火を消しに行ったことがございますが、女性がそういう現場に行くことはないということで、認識してよろしいですね。

○議長 州村家廣） 窪消防長。

○消防長 窪 佳秀） 行くことはないと言いますか、後方支援というような形で現場の方に出動していただくということがございます。

例えば、十津川の消防団員の方の中では、女性消防団員が後方支援として現場に来ていただいているというような実情がございます。

五條市の中で、今後どのような形の任務をやっていくかというようなことは、また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長 州村家廣） 一番福塚 実議員。

○二番 福塚 実） はい、わかりました。

それでは女性消防団員の活用、きっちりしていただきたいと思えます。

また、市長が言われておりました消防団組織の強化の部分で、消防団組織がどのように強化されていくのか、その辺のことを市長、よろしく願います。

○議長 州村家廣) 太田市長。

○市長 太田好紀) 一番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

強化ということは、本当に今東北大震災が実際に起こりました。また、東南海、南海地震がいつ起こるか分からないという現状で、これに関しては本当に消防団も含め消防署、そして女性の消防団ということで、地域と密着した形の中で連携を取らなくてはならないということを考えております。そういう形の中で、あらゆる面で待機を整えて、今後も連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(「一番」の声あり)

○議長 州村家廣) 一番福塚 実議員。

○一番 福塚 実) 大変有り難い、心強い言葉だと思います。

消防団長が今現時点ではお辞めになっております。また野原地域におきましても、消防団員が二十三名辞められておりますけれども、その部分について市長のお考え、どのようにするか、お考えをよろしく願います。

○議長 州村家廣) この件につきましては、先日からもありましたように、話の流れの中でどこへ終着点が行くか、通常わからないので、どこで説明を聞くとか聞かんとかいう話はわかりませぬ、途中で切るの。しかしながら今回の場合は、ちよっと手順があれですので、この点、控えていただきたいと思えます。

○一番 福塚 実) わかりました。

それでは質問は以上とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長 州村家廣) 以上で一番福塚 実議員の質問を終わります。

昼食のため、午後二時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩に入る

午後 一時二十九分再開

○議長 州村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十四番大谷龍雄議員の質問を許します。十四番大谷龍雄議員。

十四番 大谷龍雄質問席へ

○十四番 大谷龍雄）それでは議長から許可をいただきましたので、通告させていただいております順番に基づき一般質問をさせていただきます。

東日本大震災によりまして、多くの皆さん方がお亡くなりになり、また被害も受けられたわけでありまして、心からお悔やみと御見舞いを申し上げます。同時に五條市民の皆さん方のような被害を与えないために頑張らせていただくことを表明いたしまして、一般質問を進めさせていただきます。

まず、新消防庁舎建設に当たり事前に検討が必要な課題についてでございます。

御存じのように、太田市長は今井町の予定地に消防庁舎を建設する条件の下、関連予算をこの議会に提出しておるわけでありまして、今井予定地は五條市民の人口が大変密集している中心部でもあり、一級国道二四号に面している場所でもあって、非常に場所的には適していると思っております。

しかし周辺には住宅、学校がございますので、建設に当たりましてはあの予定地への建設に対する協力をお願いさせていただくと同時に、皆さん方の要望もお聞きして、そしてその要望の中身をよく検討して、どうしてもお応えしなければならないことにはお応えしていくという、この姿勢が市役所側に求められているのではないかと思います。

したがって、今井予定地の消防庁舎の建設につきましても、既に四年前に基本設計等々ができております。四階建ての鉄筋コンクリート建てということになっているわけでありまして、そういった設計図の主なものも持参してですね、周辺自治会、五條東中学校、そしてまた近くにございます民間の会社の皆さん等への協力をお願いと切実な要望の聞き取りをきっちりとしていただくことが大切ではないかと思っておりますけれども、答弁を願いたいと思います。

○議長 州村家廣）窪消防長。

○消防長 窪 佳秀) 十四番大谷議員の御質問、一、新消防庁舎建設に当たり事前に検討が必要な課題について。(二) 周辺自治会、市立五條東中学校及び民間企業等への協力のお願いと切実な要望の聞き取りについてとところで答弁をさせていただきます。

先ほど議員仰せのとおり今井町の方に建設ということで、周辺自治会にいたしましたは六月四日でございますけれども、宇智地区周辺自治会の自治会長さんに対して、新消防庁舎建設に伴う経緯の報告と、そして建設に伴う協力をいたしたくための会合を行ったところでございます。出席者の自治会長さんから、会合の結果を自治会員に回覧したいとの意見がございましたので、現在回覧の準備を整えているところでございます。また、五條東中学校及び周辺の事業所に対しては、建設に伴う報告を行いまして、御理解を得たところであります。

ただ、今後地元水利組合等に対しまして、以前に協議した事柄について、一度協議を行っておるわけでございますが、確認のための会合、これを今後行っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。(十四番)の声あり)

○議長 州村家廣) 十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄) もう既に協力のお願いに回っていたというところで、大変結構なことだと思えますけれども、どうですか、その中で建設するに当たってこの問題だけは解決してほしいとか、そういった皆さん方の御意見、御要望、心配はなかったでしょうか。

○議長 州村家廣) 窪消防長。

○消防長 窪 佳秀) その会合におきましては、付近住民の自治会長さんからは東日本大震災というような大きな地震があったと、そういうところのことを取り入れた消防庁舎建設、こういうのを検討していただきたいということのお願いがございました。そしてそのときには一応姿図と言ったらおかしいですが、こういう形になるといような姿図だけでは提示しております。詳しい平面図等につきましては、本定例議会の方に提出させていただきます。その変更の確認申請、これによって若干変わるかもわかりませんので、その都度また地元自治会長に対して報告したいなどは、今のところ思っております。

以上で答弁とさせていただきます。(十四番)の声あり)

○議長 州村家廣) 十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄) それではこれから以後におきましても、御心配、御要望をいつでも聞かせていただくという姿勢で対応していただきたいと思います。す。

次、消防庁舎建設に当たっての耐震強度の想定について質問を行います。

御存じのように、東日本大震災が発生した以後の消防庁舎の建設でございませうから、相当な地震が来ても耐えられるような消防庁舎の建設が望まれることは言うまでもないことであります。

したがって、私はやはり東日本大震災の強さ以上の、いわゆる地震を想定した消防庁舎の建設を急ぐということが大事ではないかと思えます。御存じのようにこの間、学者や専門家が東海・東南海・南海地震の発生が三十年以内に五〇パーセント、五十年以内に八〇パーセント等々ですね、いろいろ早く危険性を発信してくれているわけでありませう。この予想される大きな地震の震度の想定は大体マグニチュード八というふうに言われているわけでありませうけれども、もしたら範囲はどの辺まで影響があるのかということも、もう皆さん方は御存じだと思えますけれども、私の方からちょっとこの場所で再度明らかにしておきますと、東海地震は大体静岡県伊豆半島から愛知県の浜名湖ぐらまでの間を東海と言われている。そして愛知県の浜名湖から下って和歌山県の潮岬、この区間を東南海という地域と言われている。そして和歌山の潮岬から四国の高知県の足摺岬までの区間が南海というふうに言われておりますね。だからこの三つの地震が同時に発生したら、静岡県の伊豆半島から四国の高知県の足摺岬まで太平洋側は全部大きな影響を受けるということになるわけでありませう、もちろんその真ん中にある奈良県も大変大きな影響があると見ておかなければなりません。

そしてこの東海・東南海・南海地震が今まではマグニチュード八ぐらいだと言われておりましたけれども、既に三月十一日ですね、マグニチュード九の地震が発生したわけでありませうから、したがって、五條市の消防庁舎の建設に当たりましては、マグニチュード九以上を想定した建設に取り組んでおく必要があるのではないかなと。

この根拠は、ちょっと専門学者の意見も申し上げておきますと、今回の東日本大震災以後におきまして、各専門家がこう言うております。地震予知連絡会の島崎邦彦会長、この方は東京大学名誉教授ですけれども、私たちは日本海溝ではマグニチュード九級の地震は起きないと思っております。今回の地震発生でこれまでの地震学の大きな枠組みや専門的な考え方を変えなければならぬことがわかりました。「こう言っていますね。もう一人の専門学者、地震予知連絡会の茂木清夫元会長、この方は東京大学名誉教授ですけれども、今までにないから、今後もないとは言えないということも今回の地震で教えられた。地震も物の破壊もまだよくわからないことが多い。原子炉の本体は丈夫でも、複雑な配管や装置が取り巻く複合体だ。原子炉はね、複合体だ。弱いところに力が集中したら何が起るかかわからない。絶対大丈夫なんてことは、絶対あり得ない。」というふうな専門家もこういふように言うてますからね、だから今度の東海・東南海・南海地震がマグニチュード九以上にならないだろうとはやっぱり思っているはいかん

ということですね。

したがって、先ほど申し上げましたように五條市の消防庁舎建設に当たりましては、今回の東日本大震災以上を想定したものにしておくということが大事ではないかと思えます。ただマグニチュードと言いますと、ちょっと判断がつきにくいと思うんですけども、今回の東日本大震災のマグニチュードは九でしたけれども、震度は何度であったのかと言いますと、宮城県の北部地域では震度七でした。そしてその周辺はほとんど震度六ですね。だから震度七で今回のマグニチュード九になっているわけですからね。だからその辺は今設計変更、予算を提出していただいておりますけれども、これも建築に関連する法律の改正によって設計変更しなければならないということで挙げていただいておりますけれども、震度七以上、マグニチュード九以上の設計にする必要があると思えますけれども、その点はどう考えておるのか見解をお願いしたいと思います。

○議長 州村家廣）窪消防長。

○消防長 窪 佳秀）十四番大谷議員の御質問、耐震強度の想定についてというところで答弁させていただきます。

まず最初に大谷議員が先ほど御説明いただきましたとおり、震度とそしてマグニチュードというようなことがあるわけでございます。震度というのは揺れの程度、強さ、これを表したものが震度でございます。現在日本では十段階、〇から七までございます。その中に五強・五弱そして六強・六弱という形で踏まえまして、十段階というのが日本の現在の震度でございます。

それは震度計による震度測定というようになっています。ちなみに議員が先ほど言われましたとおり東日本大震災では震度七、最高のレベルでございました。そしてまた阪神淡路大震災これも同じく震度七でございました。

続きまして、マグニチュードとはその地震の規模、被害がどれだけの大きさであったかと、そういう規模を表すのがマグニチュードでございます。その中の阪神淡路の場合は七・三という形で、先ほど議員が仰せのとおり東日本大震災のときには九・〇でございます。これはあくまでも地震の規模を示すものでございまして、九・〇以上幾らでも上限というのがないわけでございます。これが一〇の場合も、今後また出てくるかなというような形でございます。

その中におきましての庁舎建設でございますが、まず建築基準法、これでは耐震の基準となるその震度の想定というのは明記されておられないわけでございます。ただ通常の建物というのは、一応耐震という形になりましたら、震度六強、これに耐え得る強度と、こういうのを想定しております。その中におきまして、特に消防庁舎そしてまた病院、そういうものについては、重要度係数というのが求められておまして、それが一・五倍であるということを決められております。簡単に言いましたら、震度六強の中の一・五倍の強度が求められておるのが建築基準法に求められて

おる耐震強度でございます。

新消防庁舎の耐震強度は当然として震度六に耐えられる強度の建築基準の一・五倍の強度で、現在考え得る最高の強度を満たしておるといような庁舎建設の強度でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（十四番）の声あり）

○議長 州村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄）そしたら六強が最高で、消防庁舎建設に当たってはそれを更に一・五倍した強度で設計するということは、六の一・五倍ということとはあれですか、震度九というふうに解釈していいのかどうかですね。

○議長 州村家廣）窪消防長。

○消防長 窪 佳秀）大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど言いましたとおり、震度というのが、「応今の日本の震度という階級の中では七しかございませんので、その九とかいう言葉は出てこないわけですけれども、言葉的に言うたら、六強の一・五倍ということで、当然として今言われているような震度にはなるかと思うんですけれども。

以上で答弁とさせていただきます。（十四番）の声あり）

○議長 州村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄）まあ法律以上のことは言いにくいと思いますので、震度六プラス一・五倍という目標で、五條市の消防庁舎の建設を頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは関連して、不規則な勤務体制の消防職員の健康対策でございます。

御存じのように病人の救急搬送にしても、火災に対する救急出動にしても、いつ起こるか分からない、そういう中で消防職員は一日二十四時間、不規則勤務で対応していただいておりますけれども、やはり人の命、財産を守り、救出するためには、それを行う消防職員の健康、体の調子というものを整えておかなければならないわけでありまして、この消防庁舎建て替えのこのときに、やはりそういった消防職員の健康対策上、日頃の活動の中で、これは是非とも必要だと、また将来のことを考えてもこれは必要だと思う点は、全て消防職員の意見もよく聞いて、設計の中に組み入れて設備を整えておくということは大事だと思います。

現在の古い消防庁舎は、消防職員の仮眠する場合の部屋が相部屋になっておりまして、個室ではないということですが、当然もうこの際、仮

眠部屋は個室にしておくということと同時に、その他必要な施設を整えておくということは大事だと思いますけれども、この点についてはいかがですか。

○議長 州村家廣）窪消防長。

○消防長 窪 佳秀）十四番大谷議員の御質問の中の（三）不規則勤務職員の健康管理についてということの中で答弁させていただきます。

まず現場で活動を行う職員に対しましては、B型肝炎ワクチン、そして結核予防ワクチン、そして新型インフルエンザワクチン、これらの接種を行っております。

また新消防庁舎建設につきましては、完全に個室化、これを検討いたしておるところでございます。そしてまた、空調設備は個々に体調に合わせて調整できるように検討いたしているところでございます。

そしてまた、勤務体制につきましても、二部制勤務での体調管理が困難というところから、少しでも体調等が維持しやすい三部制勤務というような勤務に現在移行しております。

以上で答弁とさせていただきます。

今後とも新消防庁舎建設に御協力賜りますようお願い申し上げます。（十四番）の声あり）

○議長 州村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄）はい、消防職員の長年の活動の中で、必要だという点について今答弁いただいたと思いますけれども、既に建ててしまつてからこだけを取りニューアルする、またやり直しするということはできませんので、最後まで消防職員の要望、意見も聞いていただきたいというふうに思います。

それでは、大きな二、五條市内及び上流域に存在する各ダムの耐震強度並びに地滑り問題の調査結果の公表を関係機関に要請することについてに移ります。

御存じのように、東日本大震災発生以後におきましては、この五條市内におきましても、上流の下市・大淀地域におきましても、この吉野川の上流にあるダムの堤防が決壊したらどうなるのかという心配が広がりました。したがって、やはりこの東日本大震災を経験したこのときに、下流の五條といたしまして、この点についてのやはり迫及をしておかなければならないのではないかというふうに思います。

そこで、五條市内にあるダム、また五條市よりも上流にあるダムはどういう建設年度で造られているのかということ、私が調べた範囲内で申し上げ

げますと、大迫ダムは一九五四年、昭和二十九年に着工しております、昭和二十九年。そして津風呂ダムは一九五二年、昭和二十七年に着工しております。大滝ダムは昭和六十三年着工ですけれどね。そして河川が違いますけれども、大塔町の猿谷ダムは一九五三年、昭和二十八年に着工しております。十津川の風屋ダムは一九五八年、昭和三十三年に着工しております。一津野ダムは一九五八年、昭和三十三年に着工しておりますね。

このように大滝ダム以外はかなり古い建設年度になっているわけですね。したがって、やはり下流の我々から声を挙げて各ダムの堤防を始め関連施設は、将来起こり得る地震が発生しても大丈夫かと、調査せよという、そしてこれを公表せよという声を挙げていくことが大事ではないかなというふうに思います。

将来における地震の想定については、先ほど消防庁舎の建設で申し上げたとおりです。マグニチュード九以上もあり得ると、震度七以上もあり得るといふふうに考えて対応していかなければいけないのではないかというふうに思います。

その中で、ちょっと国土交通省の方で資料を調べました。そして既に国土交通省河川局もこの点についてスタートをしております。これは平成十七年三月に出た国土交通省河川局の大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）という資料でございますけれども、これを見てみますと、世界有数の地震国であるわが国は、過去幾度となく大規模地震により多大な被害を被ってきた。特に一九九五年一月の兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）を契機として大規模地震時における土木構造物の安全性の確保に対する社会的要請は従来にも増して高まっており、将来発生し得る大規模地震に対する各種構造物の安全性の評価に関する調査研究がダム分野を含む各方面で精力的に行われている。このような調査研究の中で、例えば土木学会からは土木構造物の耐震基準に関する三次にわたる提言が示され、構造物の耐震性能は現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動として定義されたレベル2地震動を設定して照査するとしています。そして各ダム地点において、土木学会の提言において示されたようなレベル2地震動を具体的に設定し、そのような非常に強い地震動に対する当該ダムの安全性について合理的に照査を行う必要がある。」というこの方針で、既に国交省はスタートを切っているわけでありまして、これから五條市及び下流の自治体が上流の関連ダムの耐震強度を調査して公表せよということ、これはもう国交省の方針に沿うことですからね、何にも遠慮ありませんからね、この姿勢で臨んでいかれることは大事ではないかなというふうに思いますけれども、まずこの時点での答弁をお願いしたいと思います。

○議長 州村家廣）吉田市長公室長。

○市長公室長 吉田辰雄）十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

御承知のとおり、市内及び上流域には大迫・大滝・猿谷・一の木ダムなど国土交通省・農林水産省により建設されましたダムが存在いたしておると

ところでございます。

国交省におきましては、我が国におけるダムの耐震設計は河川管理施設等構造令に基づき震度法などにより設計されておるところでございます。

また、農林水産省関係におきましては、土地改良事業計画設計基準により設計震度の基本が定められておりまして、堤体つまりダムの設計基礎が行われたと聞かせていただいております。

この設計基準により設計されたダムにつきましては、過去の大震災や三月十一日に発生いたしました東日本大震災においても下流域に人的・物的被害をもたらすような地震被害を受けていない、耐震性は十分高いものと聞かせていただいております。しかしながら、ダム本体の耐震性能の照査といたしまして、レベル2地震動に対しまして、所要の耐震性能が確保されているかにつきまして現在調査中との回答を得ておるところでございます。

これに関しましては、市民の安全・安心を守る重要な案件でございますので、市といたしましても今後調査結果公表について関係機関に要請してまいりますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（十四番）の声あり

○議長 州村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄）はい、ひとつその方針、姿勢でお願いしたいと思います。

特に南和広域連合議会がなくなった以後、同じ自治体対象として協議会が作られておりますので、太田市長としても、その中でリーダーシップを發揮して、取組をお願いしたいと思います。

関連して、もう一つ質問します。

御存じのように、大滝ダムは昭和六十三年に着工しまして、平成十四年ぐらいに完成しております。この間の建設費用は膨れ上がりまして、三千四百八十億掛かっております。そして平成十五年三月に一旦水を一番上位までためました。試験たん水を行いました。ところがその大滝ダム堤防の少し上流にある白屋地区におきまして、それぞれ住んでいる家の前とか建物の中に五センチ、一〇センチという大変大きな亀裂が発生しまして、現在三十戸、七十七人の皆さん方は仮設住宅及び自分がいわゆる求めた家に引っ越ししまして、現在白屋地区には誰も住んでおりません。

この件につきまして、白屋の皆さん方は平成十九年十月に裁判所に提訴しました。その理由はですね、大滝ダムの着工は六十三年でありますけれども、昭和四十八年に専門家二人に現地調査を依頼しました。ところが二人の専門家はこのような回答を出したようであります。大滝ダムの建設によって白屋地区の地滑りは拡大され、それを防止する方法はないので、その対策としては水没者と同じように、他の安全なところに移転するよりほかは

ない。」という結論を出されました。こういった専門学者の声があるにも関わらず、また長年この川上村に住んでおったお年寄りの皆さん方が、白屋地区周辺は昔から山崩れの多いところだからダム建設は適さないという声を大きくして村の方へも寄せておったわけでありませうけれども、それらを結果として無視して、国と県と村は建設を強行したわけでありませう。

ところが先ほど申し上げましたように、白屋地区が大きな地滑り、亀裂が発生して現在誰も住めないという状況であります。平成十九年十月に白屋の人が裁判所に提訴したんですけれども、裁判所の裁判結果は、国の防止対策は不十分であると、危険なことは最初から予知できたという裁判結果を下しております。

こういう状況で、まだ大滝ダムは水をためられない、そして現在は地滑り防止対策の工事をやっている最中でありませうけれども、これが不十分なまま大滝ダムに水をためて、事業を開始された場合、その中で白屋地区が更に崩れてきた場合、この地崩れによる大滝ダムのえん堤を越した鉄砲水というものは、相当なものになるといふふうに専門家は言っております。

したがって、下流の五條としましても、これは大変目配りを強化していかなければならないのではないかと。したがって、今からでもこの白屋地区の山崩れ防止対策の工事の内容を公表し、そして安易な形で大滝ダムに水をためることのないように求めていく必要があるのではないかと、いふふうに思いますけれども、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長 州村家廣) 吉田市長公室長。

○市長公室長 吉田辰雄) 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

大滝ダムの地滑り事案についてでございますが、もちろんこれにつきましても下流である五條市、非常に関心の高いところでございます。

先ほど申し上げました、ダムの耐震関係の調査と同様、公表に向けて要請してまいりたいというふうに考えております。(十四番)の声あり)

○議長 州村家廣) 十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄) はい、ひとつ頑張ってくださいように。

参考のために、大迫ダムと大滝ダムの大きさを比較しておきますけれども、大迫ダムは設計図で言いますと、いっぱい水をためますと二千七百万立方になります。大滝ダムは約その三倍の七千六百万立方なんです。だからこの大滝ダムのえん堤が壊れたり、上流の山が崩れたりしたら、たまっていく相当な水が鉄砲水になりますので、何としても厳しい姿勢で臨むことが大事ではないのかなと。と言って、下流へ流してもらおう水の量が今以上に少なくなったのでは、本当に大和平野も我々五條も和歌山も、本当にいろんな影響が出てきますからね。流してもらおう水の量はやっぱり減らさん

ようにせないけませんしね。鉄砲水による被害は食い止めなければならないという、この両面の目配りを強めなければいけないという大変複雑な対応になりますけれども、ひとつ頑張っていたきたいと思います。

それでは次に、大きな三番、必要性の高い市立小・中学校へのエアコンの設置についてでございます。

先ほどほかの市会議員さんも取り上げられましたんで、重複しないようになりすけれども、答弁でもありましたように、学校保健安全法には、学校環境衛生基準というものがありまして、文部科学省による解説書では、教室等の温度について、夏は三十度以下、冬は十度以上であることが望ましい。最も学習に望ましい条件は冬で十八度から二十度、夏で二十五度から二十八度程度である。」というふうに基準を決めております。ところが昨年の夏は三十度を超しているという状況でございますので、三月議会でも取り上げましたけれども、東日本大震災の財政的な影響で、なかなか国の財源が付いておらないということでありすけれども、東日本大震災の復興は最優先課題でありますけれども、この五條の小・中学生の皆さん方が意欲を持って勉強に臨める環境作りにも粘り強く頑張っていたきたいと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長 州村家廣） 榎内教育部長。

○教育部長 榎内成吉） 十四番大谷議員の御質問にお答えいたします。

最初に先ほどの福塚議員の答弁と重なる点がありますが、御了承をお願いいたします。

昨年度は、異常気象で猛暑となりまして、九月に入っても暑さは衰えず、学校での普通教室内の温度が三十度以上と高く、教育環境を悪くしておりました。

教育環境の改善のため、教室の冷房化は必要であると認識しておりますが、エアコンが設置されている市内公立小・中学校の教室は、二十三クラスにとどまっております。整備すべき小・中学校の普通教室あるいは特別教室は、百十二教室が残っております。設備するためには多額の費用が必要となっております。

御承知のとおり、平成二十三年三月十一日の東日本大震災では被災地復興施策により、平成二十三年度の国の予算は、被災地の支援活動、災害復旧に重点化を図る方向で検討が進められており、緊急性の高い事業として公立学校施設のうち、特に危険性が高い建物の耐震化を優先的に実施するとしております。

このことから、平成二十三年度は、国からの空調設備の関係の補助金は現時点でなくなっておるところでございます。今後、子供たちの健康面を考慮しながら、また国の施策の動向を注視しながら、本市の財政を鑑み、計画的に学習環境を整えてまいりたいと存じて

おります。

以上、答弁とさせていただきます。（十四番）の声あり）

○議長 州村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄）はい、その姿勢で頑張ってくださいますようお願いいたします。

それでは大きな四番、市立五條中学校前の交通渋滞解消につながる（仮称）栄山寺トンネル工事の早期着手の県への要望についてでございます。御存じのように、東中学校前は朝夕の交通ラッシュのときは大変渋滞がひどい状況になっております。したがって、できるだけ早くこの解消につながる（仮称）栄山寺トンネルの開通が望まれるわけでありすけれども、今はあとほぼトンネル工事だけ残されたままになっていて、五條市にとっては緊急なトンネルということになりますので、県も国も財政的に大変でありますけれども、粘り強く要望していただきたいと思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長 州村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長 森本元三）ただいまの十四番大谷議員さんの質問にお答えさせていただきます。

一般県道平原五條線の（仮称）栄山寺トンネルの工事着手につきましては、市内の渋滞緩和対策の一環として、特に東中学校前交差点においての渋滞解消及び歩行者の安全確保のため、市といたしましたとしても県道整備の最優先箇所といたしまして強く県に要望いたしております。

しかし、今奈良県の効率的で効果的な道路整備の基本方針であります「選択と集中」による事業実施を進める中で、五條市内では重要戦略箇所として国道一六八号辻堂バイパスの整備が進められております。

御質問の栄山寺トンネルにつきましても、現在のところ宇野地区におきまして施工されておりましたトンネルへの接続道路区間約三五〇メートルが、平成二十二年度におきまして、おおむね完成いたしております。続いて、トンネル本体工事約六〇〇メートルの早期着手に向け、五條市・野迫川村・十津川村とで構成されます内吉野土木協議会等でも県に強く整備の重要性を訴え、継続的に要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。（十四番）の声あり）

○議長 州村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄）それでは大変ですけれども、粘り強く頑張ってくださいますように。

次、最後の水道水の不正使用疑惑に関する調査の結果と今後の対応についてでございます。

御存じのように、この問題は疑惑のかかっております民間会社で働いていた元従業員の方からの告発に基づいて発覚いたしました。そして、その元従業員から聞いた方が三月二十二日に五條市の水道課へ通報されまして、水道課は事実を確認するために三月二十四日から埋設地の所有者の承諾・立会いを得て掘削を行い、調査をしていただいていたところでございます。

そして、新しい五條市長が決まりました以後四月二十七日、五條市の厚生建設常任委員会が開かれまして、その中で三月二十二日から四月二十七日までの調査内容が報告されたわけでありますけれども、その中で新しい太田市長としましては、更に必要な調査を行うよう指示したということを答弁されておりましてけれども、その太田市長の指示に基づいて、今日まで再度調査を続行していただいていたわけでありまして、

したがって、今日時点におけるこの問題の調査結果をわかりやすく答弁させていただいて、この問題に対する対応についてどう考えているのか答弁をいただきたいと思います。

○議長 州村家廣）辻本上下水道部長。

○上下水道部長 辻本衡司）十四番大谷議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの五番、水道水の不正使用疑惑に関する調査の結果と今後の対応についてでございます。

ただいま議員の方からございました本年三月下旬に市民から水道メーターを通じてない、したがって料金が支払われていない水道使用があるとの通報を受けたことから、直ちに事実確認のため、現地の埋設地所有者の承諾を得て、また埋設地所有者からも真相解明の申出があり、調査に着手をいたしました。

広い民有敷地内には複数のメーターと水栓があり、指摘のような事実があるか否かについて確認するために、まず水栓を一つずつ開口し、メーターの反応を確認いたしました。その結果、水栓の一部が近くのメーターに反応しないことが認められたため、次にその水栓に通じるパイプの埋設状況を調査することになりました。

この調査は、広大でかつ複雑な民有地での確認作業となり、しかも問題のパイプは近くに埋設されている水道本管には接合されておらず、別の隣接敷地へと伸び、確認作業には時間を要する結果となりました。その上、掘り進むに従いましてパイプの埋設位置が深くなり、更に立ち木や建物にまで近接するに至ったため、そのまま作業を継続すると構造物等を損壊させる恐れが生じたことから、やむなく掘削作業は中止、そこから先の調査は近隣の方々との協力も得ながら計画断水を行って、上流側から市水道本管の開閉操作により水流の経路を確認する方法を行いました。

その結果、水道メーターを通じない水道水の一定経路は推認されたものの、以上の次第で、配管設備全体を確認することはできず、したがって分岐

接続点を明らかにする当初目的を達成することはできませんでした。しかしながら、まずはメーターを通じない水道水の供給を停止するため、使用者の承諾を得てパイプの閉鎖をする措置をとりました。またこのパイプの敷設がいつ誰によってなされたものなのか、その水道料金がこれまで一体幾らになるのか、全容は知り得ない状況にあります。

以上のような状況を前提にして、水道課の今後の対応について整理を行いますと、まずメーターを通じない取水が行われていたと考えられますが、現在の使用者はいつの時代からか全く知らないとのことであり、当市においてこの点について、これ以上調査することは限界があり不可能であります。事実関係を解明するために、捜査機関の意見も伺いましたが、被害額などがわからない状況では、このことについてこれ以上追及することは難しく、また損害賠償の請求につきましても、事実関係が明らかでない以上、相手方すら特定できず、困難な状況であります。

しかしながら、知らなかったにしても現在の使用者が料金を支払わずに水道水を使用していたことについては、公平性という観点からも不当利得として請求できないか現在検討しているところであります。ただこの請求につきましても、請求できる不当利益は一体幾らになるのかという大変難しい問題があることも事実でございますが、まず公正に早期解決を図りたい思いで、更に可能性を熟慮し、対応しているところでございます。

現在の状況としては、以上の説明で御理解いただきたいと思います。（十四番）の声あり

○議長 州村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄）今部長の方から答弁いただいて明らかにになりましたように、メーターにかかっている水道パイプがあったということはこれ事実確認できたわけでありませぬ。

やはりこういった問題は、市長選挙前から多くの市民の皆さん方の関心事でございましてね、解決されないまま置いておくということは、悪影響が広がっていくということにもなりますので、もう少し根拠をつかむための調査として、その調査のやり方がないのかどうかね、もう一度根拠不足という答弁がありましたけれども、その根拠をつかむための調査をもっとほかの方法でやる、やり方がないのかということも検討していただくと。

そして、いろいろ法的な相談も勉強もされているとは思いますが、関連法律は、大変いろいろな法律に関連すると思えますから、法律の研究もここで終わるんではなしに、もっと幅を広げて、いろんな方にも聞き、他の自治体の調査も行い、根拠を整えて、ここであきらめずに正確に厳しく対応をされることを、強く私は要求しておきたいと思えますけれども、最後まで一度、答弁をお願いしますか。

○議長 州村家廣）辻本上下水道部長。

○上下水道部長 辻本衡司）大谷議員の再質問にお答えします。

我々としたしましても、どう対応することが最も公正な形であるか、通常の業務への対応と、また異なることでありまして、我々の考えの及ばないところもございますので、弁護士等の指導も仰ぎながら、今後も進めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

以上でございます。（十四番）の声あり）

○議長 州村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄）はい、まあ過去の五條市政になかったような大変複雑な問題でございますから、大変やと思いますけれども、太田市長も就任されたことありますから、議会の皆さんの意見も更に聞いていただきまして、正確にかつ厳しく対応されることを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長 州村家廣）以上で十四番大谷龍雄議員の質問を終わります。

一般質問が終わりました。

トイレ休憩のため、午後二時三十五分まで休憩いたします。

午後二時二十二分休憩に入る

午後二時三十五分再開

○議長 州村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長 州村家廣）日程第二、選第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬）選第一号 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙について。

○議長 州村家廣）奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙につきましては、市議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が五名生じたため市議会議員から五名を選出することになりますが、六名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての

市議会において選挙が行われることになったものであります。

なお、この選挙は、広域連合規約第八条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなっておりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、選挙結果の報告については会議規則第三十二条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。
議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長 州村家廣) ただいまの出席議員数は十三名であります。

投票用紙を配布させます。

なお、候補者名簿につきましては、あらかじめお手元に配布しておりますので、御確認ください。

〔投票用紙配布〕

○議長 州村家廣) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

各員投票〕

○議長 州村家廣) 投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○議長 州村家廣) 開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に大谷龍雄議員及び峯林宏政議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

事務局次長投票を点検

○議長 州村家廣) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十三票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 十三票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

尾口五三 大和郡山市議会議員 一票

戸谷隆史 大和高田市議会議員 ゼロ票

西川健次 大和郡山市議会議員 ゼロ票

札辻輝巳 桜井市議会議員 ゼロ票

川村家廣 五條市議会議員 十二票

山田正弘 生駒市議会議員 ゼロ票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第八条の規定により、選挙長に報告いたしま

す。

○議長 州村家廣) 次に日程第三、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読いたさせます。

○事務局長 乾 旬) 報第三号 平成二十二年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長 州村家廣) 報告を求めます。新井土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長 新井健夫登壇)

○土地開発公社事務局長 新井健夫) 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第三号 平成二十二年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について御報告を申し上げます。

別冊の土地開発公社決算書・事業報告書を御覧いただきたいと思っております。

それでは二ページから御説明申し上げます。

一、収益的収入及び支出について。(一) 収入の部、第一款土地開発事業収益、当初予算額が一億三千二百九万四千円に對しまして、決算額が一億二千六百七十九万九千四百六十四円となっております。

内容といたしまして、第一項事業収益の決算額は一億二千五百万円で、内容につきましては、後の事業報告で説明させていただきますので省略させていただきます。

第二項事業外収益の決算額百七十九万九千四百六十四円は、預金利息と五條駅前駐車場使用料と各事業用地の貸付料でございます。

次に、(二) 支出の部、第一款土地開発事業費用、当初予算額が一億四千百十万六千円に對しまして、決算額が一億三千五百一万二千八百八十五円となっております。

内容といたしましては、下の第一項事業費用、当初予算が一億三千九百五十五万九千円に對しまして、決算額一億三千四百四十二万七千六百円でありまして、その内訳については十五ページの事業収益に係ります事業用地売却原価一億二千百二十二万六千九百四十六円で、一般管理費二千三百三十九万三千百三十円となっております。

一、ページに戻っていただきまして、第二項事業外費用五十九万二千九百九十九円は、五條駅前臨時駐車場の管理経費でございます。第三項予備費五十万円は全額不用となっております。

続きまして、二ページの資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

(一) 収入の部、第一款資本的収入につきましては、当初予算が四億八百十五万三千円に對しまして、決算額が三億二千九百五十四万七千五百六十九円でございます。第一項の借入金金は、当初予算が三億七千七十一万九千円に對しまして、決算額が三億六十万三千二百四十三円であり、全て一般国道二四号五條地区歩道設置事業に関する用地先行取得に伴う銀行からの借入金でございます。

第二項の利子補給金は、予算額三千七百四十三万四千円に對しまして、決算額が二千七百九十四万四千三百二十六円で、市からの利子補給金でございます。

借入金の内訳につきましては、二十ページの長期借入金現債高明細書により御説明申し上げます。

二十ページの一番上の今井島台工業団地ほか十件を事業別に前年度末借入残高、当年度借入額、当年度償還額、当年度借入残高を記載いたしております。

平成二十二年度において、五條市基金から約十億円、五條市水道事業運営資金から二億円を借入れし、借入金利の低減化を図っております。

借換え分を含む、借入金合計額は七億六十万三千二百四十三円で、償還額は五億二千四百九十九万三千八百八十八円となり、平成二十二年度末の借入残高は二十七億二千二百七十四万四千四百九十二円となっております。

恐れ入りますが、また二ページに戻っていただきまして、(二) 支出の部について御説明申し上げます。

第一款資本的支出の当初予算が四億三千九百八十六万八千円と、補正予算額五百万円で合計四億四千四百八十六万八千円に對しまして、決算額は四億四百九十八万四千二百五十五円となっております。

内容といたしましては、第一項用地取得造成事業費三億二千八百八十六万八千円に對しまして、決算額が一億八千三百四十九万三千六百六十七円でございます。

内訳といたしましては、十八ページの一、用地費二億四千九百一十三万五千六百六十円、三、管理費四万八千五百円、四、直接経費二百七十八万八千五百円、五、支払利息が三千二百二十五万七千五百二十円となっております。

また二ページの方に戻っていただきまして、次に第二項借入金償還金一億二千四百九十九万三千八百八十八円は、久留野公共用地の平成二十二年度分

の売却及び一般国道二四号五條地区歩道設置事業により償還したものでございます。

次に、三ページに移っていただきまして、平成二十二年度の土地開発公社の経営成績を明らかにする損益計算書を付けております。

四ページには、剰余金計算書・剰余金処分計算書を付けております。

それから五ページ、六ページ、財産状況を明らかにする貸借対照表を付けておりますので、御清覧いただきたいと思います。

次に、七ページのキャッシュフロー計算書は、平成二十二年度の五條市土地開発公社の現金の動きを表したものでございます。

次に、八ページの事業報告に移らせていただきます。

平成二十二年度五條市土地開発公社事業報告、一、総括事項ですが、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、五條市の秩序ある整備と、市民福祉への増進に寄与することを目的とし、公共用地の確保に努力してまいりました。

内容につきましては、要点のみ御説明させていただきます。

九ページの 十、久留野地区公共用地につきましては、一〇、六二一・五二平米を五千万円で平成二十二年十一月一日に売買契約を締結し、平成二十二年十一月二十五日に売却代金を受領いたしました。

また、新規事業である、一般国道二四号五條地区歩道設置事業に伴う用地先行取得につきましては、八ページから九ページの内容となっております。次に、十ページの二、五條駅前臨時駐車場の利用状況につきまして、月別の利用状況を記載しております。

三の経理の状況につきましては、(一) 収益的収支について、土地開発事業収益一億二千六百七十九万九千四百六十四円に對しまして、土地開発事業費用一億三千五百一十二万二千八百八十五円となり、八百二十二万二千七百二十一円の当年度純損失となりました。これらにつきましては、国道二四号事業用地単年度分で、翌年から四箇年で国の方から償還されます。

(二) 資本的収支について、資本的収入が三億二千九百五十四万七千五百六十九円に對しまして、資本的支出が四億四百九十八万四千二百五十五円となり、差引不足額七千五百四十三万六千六百八十六円は損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に四につきましては、理事会の議決事項となっております。

次に十二ページの財産目録について、御説明申し上げます。

資産の部でございますが、合計三十三億二千五百三十五万四千四百二円で、この内訳といたしまして、流動資産が三十三億二千五百二十四万四千四百二円及び固定資産十一万二円となっております。

続きまして、十三ページの負債の部でございますが、合計三十一億六千六百九十七万四千九百八十三円で、この内訳といたしましては、固定負債二十七億二千二百七十四万四千四百九十二円、流動負債四億五千四百二十三万四千九百九十二円となっております。

十四ページ以降の付属資料については、説明を省略させていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 州村家廣) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。(十四番)の声あり) 十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄) 土地開発公社の決算を見せていただいて、一番大事に思うことは、やはり借入金を少なくしていくと、赤字を少なくしていくと、そのためには現在持っている、いわゆる一般的に言われている塩漬け土地、将来考えても有効に使う見通しのないという土地ですね、それを適切に売却していくということが五條市も求められていると思うのです。奈良県下でも新聞を見ておきますと、奈良市始めあちこちで塩漬け土地の売却を目的に募集しております。五條として、そういう塩漬け土地の売却の努力をこの間どのようになされてきたのか、その点答弁をお願いしたいと思います。

○議長 州村家廣) 新井土地開発公社事務局長

○土地開発公社事務局長 新井健夫) 十四番大谷議員の御質問にお答えいたします。

土地開発公社といたしましては、平成二十年度から五年間の健全計画を立てて、順次売却計画をしております。二十三年、二十四年におきましては今御報告申し上げました久留野の公共用地で売却する予定となっております。

それと、塩漬けになっている土地についての御質問でございますが、一応公社といたしましては、駅前、南北連絡道関係、それと二見公共用地、今井島台工業団地と、限られた用地しか取得しておりません。既に民間の隣接の人に売却をしておりますので、今持っている土地につきましては、事業計画等、かかっている網の中の土地がほとんどになっております。

御指摘のように、そういう土地がありましたら、公社といたしましても事業の方に協力をいたしまして、売却していきたいと思っております。以上です。

○議長 州村家廣) よろしいですか。(七番)の声あり) 七番藤富美恵子議員。

○七番 藤富美恵子) 十ページに臨時駐車場の利用状況がありますけれども、この無料というのは何でしょうか。

○議長 州村家廣) 新井土地開発公社事務局長

○土地開発公社事務局長 新井健夫）七番藤富議員さんの御質問にお答えいたします。

五條駅前に駐車場を作っておりますけれども、時間制限をしております。二時間までは無料、二時間を過ぎて一日については五百円、それと月極で六千円ということで、料金を定めております。

だから二時間以内に買物をされて帰られる方は無料ということになります。以上です。

○議長 州村家廣）質疑を終わります。

以上で報第三号の報告を終わります。

○議長 州村家廣）次に日程第四、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬）報第四号 平成二十二年財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

○議長 州村家廣）報告を求めます。山田財団法人大塔ふる里センター常務理事。

財団法人大塔ふる里センター常務理事 山田善久登壇）

○財団法人大塔ふる里センター常務理事 山田善久）よろしくお願いたします。

ただいま上程いただきました報第四号 平成二十二年財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告を地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により報告申し上げます。

当財団の職員は、正職員十名、調理師二名、臨時職員二名とパート九名により運営しています。

別冊の財団法人大塔ふる里センター決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

では、二ページ及び三ページについて御説明申し上げます。

財団法人大塔ふる里センター全体の収支決算書でございます。

まず、財団法人大塔ふる里センターの決算につきましては、五つの公共施設を営業しながら管理し、最終的に決算で利益を確保することを目標とし

て努力しています。

また、指定管理料の配分につきましては、全体の予算の中で三千二百二十万円を指定管理料としていただいています。

また、この配分につきましては、事業収入だけでは管理できない施設又は事務費に配分させていただいております。

事業収入として一億三千百十六万七千九百二十七円と委託金収入三千二百二十万円、その他雑収入と短期借入金収入一千万円を含め、当期収入合計一億七千六百八十一万五千五百九十八円に對し、支出につきましては、事業支出として一億六千六百七十四万八千百十六円と短期借入金返済支出として一千万円を含め、当期支出合計一億七千六百七十四万八千百十六円となり六万七千四百八十二円の黒字となっております。

それでは、個別の施設について收支状況を御説明させていただきます。

四ページをお開き願いたいと存じます。

ふれあい交流館であります。当施設は、温泉浴場、レストラン、売店、アスレチックルーム、カラオケルーム、公共的な利用施設として図書室、会議室、和室、団体事務室等があります。年間利用人員は二万六千七十六名で、職員二名とパート四名で運営しています。

收支につきましては、当期収入合計四千九百九十七万八千八百八十二円に對しまして、当期支出合計四千二百二十七万四千四十三円であります。百十七万四千三百三十五円の赤字となっております。

次に、五ページをお開き願いたいと存じます。

赤谷オートキャンプ場であります。当施設は、バンガローが十棟、キャンプサイト四十七、森林健康館等があります。

施設の利用は、四月から十一月までとなっております。年間利用客は三千九百六十六名で、職員一名とパート一名で運営しております。

收支につきましては、当期収入合計九百八十二万三千六百円に對しまして、当期支出合計一千二十四万二千七百五十八円であります。四十二万九千百五十八円の赤字となっております。

次に、六ページをお開き願いたいと存じます。

ロジック星のくにであります。当施設につきましては、和室六室、洋室四室の宿泊施設であります。周辺には、天体観測施設として、四十五センチ反射望遠鏡を始め、プラネタリウム館等があります。年間の宿泊客は三千七百八十七名、その他天体施設、入浴施設の利用者につきましては、一万百八十六名となっております。職員は四名、天文指導員一名で運営しています。

收支につきましては、当期収入合計三千七百二十八万六千六百四十七円に對しまして、当期支出合計四千九十四万二千五百五十八円であります。三

百六十五万五千九百十一円の赤字となっております。

次に、七ページをお開き願いたいと存じます。

道の駅であります。当施設は、総合案内と物産販売施設及びレストランがあります。年間利用者は四万六千三百三十六名で、職員三名、パート一名により運営しています。

収支につきましては、当期収入合計四千六百五十三万五千三百五十四円に對しまして、当期支出合計四千四百六十二万五千九百十三円であります。百九十万九千四百四十一円の黒字となっております。

次に、八ページをお開き願いたいと存じます。

大塔郷土館であります。当施設は、郷土館で郷土食の提供及び物産の販売、また歴史の蔵においては、大塔地域の歴史資料を展示しています。年間利用客は一万二千百九十九名で職員一名、パート三名により運営しています。

収支につきましては、当期収入合計一千二百四十九万九千六百五十二円に對しまして、当期支出合計一千百三十二万八千七百六円であります。百七十九万四千五百円の黒字となっております。

なお、九ページから十七ページにつきましては、御清覧くださいようよろしく願いたします。

次に、十八ページ事業報告に移らせていただきます。

二十二年度は、天辻において、星と蛍の鑑賞会ほか、ロジ星のくにおいては、地元のしし肉を使ったポタン鍋のPR、ふれあい交流館においては、大塔いきいき文化祭ほかイベントを共催し、施設の市民の利用と売上げの向上に努めてまいりました。

その他の各施設においても独自の事業を展開し、売上げの向上に努めました。昨年度は、夏は一時的に天候に恵まれ売上げは増加しましたが、秋の行楽シーズンに国道二六八号の改良工事による通行止めや、冬の大雪や、三月十一日に発生した東日本大震災の影響により売上げを増やすことができませんでした。

新年度に向けて財団職員と会議を重ね、四月以降の集客増加の対策として過去三年間の利用客にイベントの案内状送付と県内の道の駅にパンフレット配布、また各種イベントに積極的に参加し、施設のPRを行ってまいります。

今後とも市民の皆さんの御意見や、御助言をいただきながら財団のPRに取り組み、集客増に努めてまいります。

以上で、平成二十二年度財団法人大塔ふるさとセンターの決算及び事業報告について説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長 州村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第四号の報告を終わります。

○議長 州村家廣）次に日程第五、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬）報第五号 平成二十二年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長 州村家廣）報告を求めます。下村総務部長。

総務部長 下村洋次登壇）

○総務部長 下村洋次）ただいま上程いただきました報第五号 平成二十二年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

平成二十二年年度予算における繰越明許費につきましては、本年三月議会において、平成二十三年度へ繰り越す各事業予算の限度額を御議決いただきましたが、今回はその繰越確定額の報告でございます。

個々に御説明申し上げますが、まず事業数及び繰越額で大きな割合を占めております、三月議会で補正予算の議決をいただきました国の「地域活性化交付金」を財源とする事業について、先にまとめて説明させていただきます。

それでは、議案書の四ページを御覧ください。

まず、一款総務費では庁舎修繕事業八百万円、公用車購入事業七百九万三千円、住民情報システム電算プログラム改造事業二百二十二万六千円、防犯灯設置修繕事業百二十万円の、西吉野支所施設修繕事業百四十五万円、旧西吉野小学校屋外トイレ修繕事業四十万円が繰越確定額でございます。

次に、三款民生費では、老人福祉施設改修事業の繰越確定額は三千四百五十万円でございます。

五ページに移りまして、福祉センター改修事業二百四十万円、要保護母子支援対策事業百一十七万円、保育施設修繕事業百五十万円の繰越確定額でございます。

四款衛生費では、斎場施設設備修繕事業四百五十万円、ごみ処理施設修繕事業三千万円、水路改良事業七十万円、衛生センター施設修繕事業九百万円の繰越確定額でございます。

六ページに移っていただき、五款農林業費では林道維持修繕事業二千万円、市単独治山事業百四十万円の確定額でございます。

六款商工費ではふれあい交流館施設修繕事業四百五十万円、ふれあい交流館図書整備事業百万円の確定額でございます。

七款土木費では道路維持修繕事業五千三百七十二万二千三百五十円、道路改良事業六千五百八十一万九千三百四十二円、橋梁維持修繕事業六百万円、七ページに移りまして、河川維持修繕事業六百万円、五条駅入口段差解消事業五十万円、上野公園施設改修事業七百四十万円、都市下水路修繕事業四十万円、公営住宅修繕事業二百九十六万五千円、下水路整備事業一千三百六十万二千円の繰越確定額でございます。

八款消防費では、消防ホース整備事業二百五十万円、消防施設整備事業三百六十万円、八ページに移りまして、防災無線等修繕事業百万円の繰越確定額でございます。

九款教育費では、大塔教員住宅改修事業四百五十万円、幼稚園施設改修事業三百六十五万円、小学校施設改修事業一千四十万円、小学校費の子どもの読書推進事業九百万円、中学校施設改修事業七百五十万円、中学校費の子どもの読書推進事業七百万円、高等学校施設修繕事業八十万円、地区公民館修繕事業五十八万円、九ページに移りまして、図書情報システム更新事業七百五十万円、青少年センター施設修繕事業六十万円、文化財資料保存処理業務委託百二万円、文化博物館常設展示図録作成事業三百万円、文化博物館バス購入事業六百万円、体育施設改修事業一千七百万円、給食センター設備改修事業一千八百四十万二千五百五十円、以上が教育費の地域活性化交付金の繰越確定額でございます。

以上、四十五事業が地域活性化交付金を財源とする事業でございます。いずれの事業も、二十四年三月末までのしゅん工、完了に向け、取り組んでまいります。

次に、地域活性化交付金以外の繰越確定額について説明させていただきます。

議案書の四ページに戻っていただきまして、一款総務費の公会計固定資産台帳作成業務委託につきましては、確定額五百四十万円でございます。二十四年三月末の完了を予定しております。

山間地域CATV自主放送デジタル化事業は、確定額二千三百五十万円で、二十三年七月の完了を予定しております。
オリジナルナンバープレート導入事業は、繰越確定額二百六十九万円でございまして、完了は、二十三年九月末を予定しております。
三款民生費の社会福祉施設整備費補助事業は、繰越確定額四千万円でございまして、二十三年六月中の完了を予定しております。
五ページに移りまして、四款衛生費のごみ処理施設大規模改良事業は、確定額六千九百六十九万四千五百六十七円、しゅん工は二十三年六月末を予定しております。

し尿処理施設生活環境影響調査業務委託は、確定額八百五十一万七千六百円で、完了は二十三年九月末を予定しております。
し尿処理施設基本設計業務委託は、確定額二百七十四万六千八百円で、完了は二十三年六月末を予定しております。

五款農業費の山間総合整備事業は、繰越確定額九十二万一千円でございまして、しゅん工は二十四年三月を予定しております。

六ページに移っていただきまして、市単独土地改良事業は、確定額四百五十六万円でございまして、しゅん工は二十四年三月を予定しております。

ドロップネット設置事業は、確定額百万円でございまして、完了は二十三年六月末を予定しております。

森林区分設定事業は、確定額百八十三万九千五百二十二円で、完了は二十四年三月末を予定しております。

林道開設事業は、確定額一千四百四十二万八千円でございまして、しゅん工は二十三年九月末を予定しております。

七ページに移りまして、七款土木費の都市計画マスタープラン策定業務委託は、繰越確定額八百六十四万二千五百円でございまして、完了は二十三年十二月を予定しております。

八款消防費の消防団格納庫整備事業は、繰越確定額二千二百五十一万八千円で、しゅん工は二十三年八月末を予定しております。

消防端末整備業務委託は、確定額一千七百万円、完了は二十三年十一月初旬を予定しております。

八ページに移りまして、九款教育費の五條小学校屋内運動場整備事業は、設計等の業務委託でございまして、繰越確定額一千九百五十万円、完了は二十三年六月末を予定しております。

五條中学校地震補強事業は、確定額一億九千五百五十三万円でございまして、しゅん工は二十三年十一月末を予定しております。

以上が地域活性化交付金以外の十七事業の繰越確定額でございます。以上、御報告いたします。

○議長 州村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（十四番）の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄）今挙がっております繰越明許費の内容につきましては、議会で承認、可決されているものばかりであると思えます。

だから財源については何の心配もないと思うのですが、期限までに進められなかったら財源はどうなるのか。

それと、なぜこれだけの、議会で一度承認、可決された事業が進められなくて繰越さなければならぬ原因はどこにあると執行に当たっている理事者の皆さんは判断しているのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

○議長 州村家廣）下村総務部長。

○総務部長 下村洋次）十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

合計で七億九千万ということでございますので、かなり大きな額でございますけれども、去年にしても一昨年にしてもそうなんです、去年は十五億ございました。一昨年は十二億ございました。これは、国が経済対策の関係で年間を通じて事業を執行していくというような考え方で、補正予算を付けてきておりまして、今年の繰越しにいたしましたも、本年度の三月議会で御議決いただいたというのが、ほとんどでございます。そういうような意味合いでかなり大きな繰越額になっているというのが現状でございます。（十四番）の声あり）

○議長 州村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番 大谷龍雄）だから、これから進める上において、財源は付いていますから、財源は心配ないわけですよ。三月議会で議決されたものもありますけれども、それ以前のものもあるわけです。合計これだけあると。

私も市民の皆さん方の御指示で三十年近くさせてもらっていますけれども、これだけ繰越がたまっているというのは、私も多分今初めて体験したと思うのです。なんでこれだけ遅れているのか、その原因はどこにあるのか、担当してきた理事者の立場として聞かせてほしい。

そして、それぞれ期限までに今の体制で執行できるのかどうか。執行しても終わらなかつたらあきませんけれども、事業が完了できるのかどうか、その辺は、遅れた原因とこれからの見通し、二遍具体的に聞かせていただけますか。

○議長 州村家廣）下村総務部長。

○総務部長 下村洋次）十四番大谷議員さんの御質問にお答え申し上げます。

遅れた原因と申しますのは、予算化した時期というのが非常に遅い、地域活性化交付金以外のものの繰越しにつきましても、例えば県の交付金を活用させてもらって、予算化したものもございます。それは去年の十二月議会で予算化をさせていただいております。そういうような関係もございませ

て、予算化をする時期が非常に遅かったので、執行はどうしても繰越しというような形になるという部分でございませう。そして執行でございませうけれども、これは年度内に執行は必ずできる方向で、昨年度の十五億につきましても、この二十二年度で決算をしておりますし、これは間違いなしに執行は、繰り越したものについては執行できる状況で進んでおります。

以上でございます。

○議長 州村家廣）質疑を終わります。

以上で報第五号の報告を終わります。

○議長 州村家廣）次に日程第六、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬）報第六号 平成二十二年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長 州村家廣）報告を求めます。辻本上下水道部長。

上下水道部長 辻本衡司登壇）

○上下水道部長 辻本衡司）よろしく願います。

ただいま上程いただきました報第六号 平成二十二年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして御説明を申し上げます。

議案書の十ページから十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、去る三月議会で平成二十三年度（繰り越すべき限度額を御議決いただきました簡易水道施設改修事業につきまして、今回は繰越確定額の報告でございます。

第一款総務費、第二項総務管理費、事業名は簡易水道施設改修事業、翌年度繰越額は二千九百七十五万三千円で、その財源は臨時交付金の充当による一般財源となっております。

また繰越事業費の内訳は大塔町宇井地区ほか業務費、修繕料の二千九百三十九万三千円及び西吉野町湯塩地区ほか施設整備事業費、工事請負費で一千三十六万円でございませう。

工事のしゅん工予定につきましては、平成二十二年十二月補正対応した三件は本年の五月にしゅん工しておりますが、平成二十三年三月補正を行うものにつきましては、平成二十四年三月の予定となっております。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長 州村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第六号の報告を終わります。

○議長 州村家廣）次に日程第七、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬）報第七号 平成二十二年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長 州村家廣）報告を求めます。辻本上下水道部長。

上下水道部長 辻本衡司登壇

○上下水道部長 辻本衡司）ただいま上程いただきました報第七号 平成二十二年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして御説明を申し上げます。

議案書の十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、去る三月議会で平成二十三年度（繰り越すべき限度額を御議決いただきました下水道事業につきまして、今回は繰越確定額の報告でございます）

一款、二項下水道費、事業名は公共下水道修繕事業の翌年度繰越額は百五十万円でございます。

財源につきましては、きめ細かな臨時交付金の充当によるもので、完了の予定は十二月末日であります。

次に流域関連公共下水道事業の、翌年度繰越額は一千八百八十九千円でございます。

内訳は、公共下水道工事の野原西四丁目ほか一箇所とこれに伴います水道・ガス移設補償費用に係るもので、財源につきましては、国庫支出金、市債及び一般財源によるものでございます。

なお、これらの事業のしゅん工予定は、一件は五月でしゅん工しており、もう一件は地元での他事業との調整、通行規制とに日数を要しましたため、本年六月の末日でございます。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長 州村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長 州村家廣）次に日程第八、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬）報第八号 平成二十二年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長 州村家廣）報告を求めます。辻本上下水道部長。

上下水道部長 辻本衡司登壇

○上下水道部長 辻本衡司）ただいま上程いただきました報第八号 平成二十二年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十五ページを御覧いただきたいと存じます。

繰越計算書の一款資本的支出、一項建設改良費の一部をそれぞれ翌年度に繰り越したものでございます。

まず、下水道整備関連移設事業二千二百五万六千円のうち、三百七十九万三千六百五十円を翌年度に繰り越したものであり、その財源につきまして、下水道事業特別会計から負担金二百八十八千円及び水道企業会計の資金九十八万五千六百五十円となっております。

繰越しの理由といたしましては、下水道整備事業関連工事、野原西四丁目ほか一件の進捗に伴って工期延期となったもので、しゅん工予定は本年六月末であります。

次に、老朽管更新事業四千六百七十二万五千円のうち、三千八百五十二万五千五百五十円が翌年度に繰越しとなったもので、その財源の内訳は、県交付金によります繰入金 二千二百五十万円及び水道企業会計資金二千六百二万五千五百五十円であります。

繰越し理由は老朽管の更新工事野原西一丁目第一、第二工区の二件について工区間の通行止め等、地元の調整に日数を要したものであります。

なお二件のうち、一工区は本年五月にしゅん工しており、残る二工区につきましては本年十二月末のしゅん工予定となっております。

続きまして、阿太橋橋梁添架替事業一千八百七十万円のうち、三百九十五万八千五百円を翌年度に繰越しとなったもので財源内訳は、負担金七十八万四千円及び水道企業会計資金三百十七万四千五百円であります。

繰越しの理由は、施工関連企業間の工程調整のため、日数を要し、翌年度に繰越しとなったものでございます。工事のしゅん工予定は本年六月末であります。

最後に、加圧ポンプ整備事業費 一千九百二十万円のうち、一千六百三十七万四千七百五十円を翌年度に繰越しとなったもので、財源は、水道企業会計資金であります。

繰越しの理由につきましては、工事の最終段階におきまして、東日本大震災によりポンプ部品の調達の遅延となり、翌年度に繰り越したものであります。

なお、工事は本年五月にしゅん工いたしております。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長 州村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第八号の報告を終わります。

○議長 州村家廣）次に日程第九、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬) 報第九号 専決処分の報告、承認を求めることについて 五條市税条例の一部改正)。

○議長 州村家廣) 提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

総務部長 下村洋次登壇)

○総務部長 下村洋次) ただいま上程いただきました報第九号 五條市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の市税条例の改正は、東日本大震災の被害者の負担軽減を図るため、地方税の課税免除等の特例措置を講ずる必要があるため、地方税法の一部を改正する法律、及び地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成二十三年四月二十七日から施行されたことに伴うものであります。

改正されました法律等の施行により、本市の市税条例のうち市民税に関する一部を改正し、同日付けで施行する必要があるため、四月二十七日に専決処分を行い、本定例会におきまして報告し、承認を求めるものであります。

改正概要について御説明をさせていただきます。

従来の税制では、災害により被害を受けた生活用資産損失額の所得控除は、発生した年の所得申告に適用されます。つまり平成二十三年三月十一日に発生した大震災の損失額の所得控除は、平成二十三年の所得申告において申告され、来年の平成二十四年度の個人住民税において反映されます。

しかしながら今回の大震災は、特に被害が甚大であり、被害にあった方々の平成二十三年の収入が非常に不安定であると見込まれるため、平成二十三年度の個人住民税の課税を軽減するための措置として、損失額を平成二十二年の所得申告の所得控除に反映できる特例措置の規定を設けるものであります。

議案書の十八ページを御覧ください。

東日本大震災で被害に遭われた方の損失額を市民税の雑損控除の対象とする特例を規定するため、市税条例附則第十九条の十一の次に、第十九条の十二を加えるものであります。

第十九条の十二、第一項につきましては、今回の大地震で発生した特例損失額を平成二十二年に生じたものとして適用することができることとし、

損失額は、平成二十二年に前倒して申告されたものと、みなすこととしています。

第二項は、平成二十四年以降に生じた特例損失額の所得控除においても、第二項の規定を準用すること。

第三項及び第四項は、生計を一にするものの特例損失額も第二項、第二項と同様の措置を講じる規定であります。

第五項は、申告書の記述について規定をしております。

附則につきましては、施行日を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 州村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり

○議長 州村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり

○議長 州村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長 州村家廣）次に日程第十、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬）報第十号 専決処分の報告、承認を求めることについて 平成二十二年度五條市老人保健特別会計補正予算（第一号）。

○議長 州村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

健康福祉部長 森本敏弘登壇

○健康福祉部長 森本敏弘) だいま上程いただきました報第十号 平成二十二年五條市老人保健特別会計補正予算 第一号) の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十ページを御覧いただきたいと存じます。

専決処分の理由につきましては、平成二十三年三月三十一日をもって当該特別会計の設置義務がなくなり、精算の上、剰余金を一般会計に繰り出すことについて、緊急を要したため、次の専決処分書のとおり処分したので、報告を行い、その承認を求めるものでございます。

別冊の平成二十二年五條市老人保健特別会計補正予算書 第一号) を御覧いただきたいと存じます。

本補正予算につきましては、平成二十年四月の後期高齢者医療制度の創設により、老人保健特別会計が過誤調整処理のため、平成二十二年までの三箇年間の設置と規定されていることに基づき、平成二十三年三月三十一日をもって老人保健特別会計を廃止し、会計を精算しようとするものであります。

なお、収支の決算により発生する剰余金は一般会計に戻し入れを行い、精算するものであります。

一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正内容は、一般会計への繰出金等を追加し、歳入歳出それぞれ四千五百七十一万円の追加により、歳入歳出の予算総額を四千六百四十六万円とするものでございます。

次に、四ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

一款支払基金交付金、二款国庫支出金及び三款県支出金につきましては、それぞれの収入額を予算化したものでございます。

次に、五款繰越金、前年度繰越金四千五百五十一万八千円につきましては、前年度決算に基づき予算を追加したものでございます。

次に、六ページを御覧いただきたいと存じます。

歳出につきまして、御説明を申し上げます。

一款総務費、二項総務管理費、一目一般管理費、二十八節繰出金四千六百七十七万七千円につきましては、精算により生じる剰余金を予算化し、一般会計に繰り出すものでございます。

二款医療諸費、一目医療給付費、二目医療費支給費及び三目審査支払手数料につきましては、それぞれ支払実績に応じて予算額を更正減するものとされています。

以上、実績により歳入歳出の均衡を図り、剰余金四千六百七十七千円を一般会計に繰り出すことをもって、老人保健特別会計を精算するものとさせていただきます。

なお、二十三年四月以降に生じる過誤修正等に伴う収支につきましては、一般会計予算において処理を行うものとさせていただきます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 州村家廣) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長 州村家廣) 次に日程第十一、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬) 報第十一号 専決処分報告、承認を求めることについて 平成二十三年度五條市一般会計補正予算 第一号)。

○議長 州村家廣) 提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

総務部長 下村洋次登壇

○総務部長 下村洋次）ただいま上程いただきました報第十一号 平成二十三年度五條市一般会計補正予算 第一号）につきまして、専決処分の報告、承認を求めることについて提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書 第一号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページを御覧願います。

この補正は、高病原性鳥インフルエンザ発生により深刻な経済的影響を受けた養鶏農家の救済策として、養鶏経営維持資金の融資を行う金融機関に国・県・農協と共に利子補給を行うための債務負担行為の追加でございます。この利子補給により無利子とした当資金融資の早急な実施に緊急を要したことから、奈良県と同日の四月二十八日付けで専決処分をしたものであります。

次に、二ページの第一表債務負担行為補正を御覧願います。

この債務負担行為補正に係る利子補給には二種類ございまして、一つは高病原性鳥インフルエンザの発生により経営停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた養鶏農家が対象であります経営再開資金の利子補給で、期間は平成二十四年度から平成二十八年年度、限度額は融資額二千万円を限度とする年〇・五九二五パーセントの範囲内の金額でございます。

もう一つは、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い鶏肉又は鶏卵の移動制限等により経営継続が困難となった養鶏農家を対象とします経営継続資金の利子補給で、期間は平成二十四年度から平成二十六年度、限度額は融資額五千万円を限度とする年〇・五九二五パーセントの範囲内の金額でございます。

続いて、三ページの調書を御覧ください。

二ページで御説明いたしました二つの利子補給の支出予定額でございますが、経営再開資金の利子補給額は総額四十七万六千円、経営継続資金の利子補給額が総額七十四万三千円を予定しております。財源は一般財源でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 州村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしましたと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長 州村家廣) 次に日程第十二、議第三十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬) 議第三十六号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

○議長 州村家廣) 提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長 吉田辰雄) 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十六号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十四ページから二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の一部改正につきましては、常勤特別職であります市長並びに副市長の給与費を抑制することにより、市財政の二層の健全化を図るため行うものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

現行条例附則第十項の次に加える四項のうち、第十二項では市長の給料月額を百分の二十減額する旨、また第十二項では、同じく市長の退職手当を

百分の五十減額する旨をそれぞれ定めております。

次に第十三項につきましては、副市長の給料月額を百分の十五減額する旨、また第十四項では、同じく副市長の退職手当を百分の十減額する旨をそれぞれ定めております。

これらの期間につきましては、全て同様に平成二十三年七月一日から平成二十七年四月二十三日の間と定めております。なお、附則につきましては、本改正条例を平成二十三年七月一日から施行する旨を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 州村家廣) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長 州村家廣) 次に日程第十三、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬) 議第三十七号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

○議長 州村家廣) 提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

市長公室長 吉田辰雄登壇

○市長公室長 吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十七号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十六ページから二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の一部改正につきましては、常勤特別職の給与費抑制と同様の趣旨に基づき、教育長の給与費を抑制することにより、市財政の二層の健全化を図るため行うものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

現行条例附則第二項の次に加える二項のうち、第三項では教育長の給料月額を百分の十五減額する旨、第四項では、同じく教育長の退職手当を百分の十減額する旨をそれぞれ定めております。

また期間につきましては、それぞれ平成二十三年七月一日から平成二十七年四月二十三日の間と定めております。

なお、附則につきましては、本改正条例を平成二十三年七月一日から施行する旨を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 州村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長 州村家廣）次に日程第十四、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬）議第三十八号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正について。

○議長 州村家廣）提案理由の説明を求めます。樫内教育部長。

教育部長 樫内成吉登壇）

○教育部長 樫内成吉）ただいま上程いただきました議第三十八号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十八ページから二十九ページを御覧願います。

本議案につきましては、平成二十三年三月十一日発生の東日本大震災における被災地域の生徒の就学機会の確保を図るため、生徒の学資を負担している者が被災し、入学料等の納付が困難な場合、市長が認めるときには減免又は還付することができるように改めるものでございます。

議案書二十九ページでございます。

附則第三項の次に第四項として入学考査料、入学料についての減免等について条文を追加するものであります。

なお、入学考査料は二千元、入学料は二千元でございます。

また附則において、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例附則第四項の規定については、平成二十三年度以降において適用するものとしております。

以上で議第三十八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 州村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしましたと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長 州村家廣) 次に日程第十五、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬) 議第三十九号 五條市母子医療費助成条例の一部改正について。

○議長 州村家廣) 提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長 森本敏弘) ただいま上程いただきました議第三十九号 五條市母子医療費助成条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の三十ページを御覧いただきたいと存じます。

条例改正の理由につきましては、奈良県母子医療費補助金交付要綱が改正されることに伴い、五條市母子医療費助成条例の一部を改正するものであります。

改正の趣旨につきましては、従来、母子家庭の母子のみを医療費助成の対象としてきましたが、昨年度の「奈良県ひとり親家庭実態調査」において、父子家庭の所得が低下しており、経済的支援のニーズが高まっていると考えられることから、助成の対象を父子家庭の父子等に拡大して、平成二十三年八月から実施されることとなりました。

議案書の三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容につきましては、題名を「五條市ひとり親家庭等医療費助成条例」に改めるものであります。

また、第一条（目的）中「母子家庭の母子」を「ひとり親家庭の親子等」に改めるものであります。

同様に、第二条（助成要件）及び第四条（助成金の支給制限）におきましても、母子家庭の母子等とそれに準ずる者が助成対象となっていたものを、父子家庭の父子等とそれに準ずる者に拡大する条文に改正したものであります。

附則につきましては、施行期日を規定したものであります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（州村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり

○議長（州村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり

○議長（州村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（州村家廣）次に日程第十六、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十号「五條市滞在体験型観光施設条例の一部改正について」。

○議長 州村家廣）提案理由の説明を求めます。櫻井生活産業部長。

生活産業部長 櫻井敬三登壇）

○生活産業部長 櫻井敬三）ただいま上程いただきました議第四十号 五條市滞在体験型観光施設条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の改正内容につきましては、新町地区で整備を進めておりました五條市滞在体験型観光施設、通称「前防邸」が旅館業法の適用施設として完成したことに伴い、新たに体験施設の位置及び利用料金を定める必要があるため、五條市滞在体験型観光施設条例の一部を改正するものであります。

議案書の三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市滞在体験型観光施設条例第二条中、体験施設の位置が改修される前の玄関位置と完成後で変わり、住居表示を変更する必要があるため 五條市本町二丁目七番二号」を 五條市本町二丁目七番三号」に改めるものであります。

次に、別表、第十二条関係の利用料金の改正につきましては、前防邸」の整備を進める中で、奈良県の旅館業法担当部署から、古民家利用で一泊二日の施設については、旅館業法に当たるのではないかという指導があり、当該事業担当部局と共に協議を重ねた結果、古民家を最大限生かすため、建築基準法に基づく用途を変更せずに、一棟百平米以下について簡易宿所営業として、一棟貸しを基本に旅館業の申請をするという方針が示されました。

そこで、蔵を一棟貸し、離れは一階部分を簡易宿所として、二階部分は研修室として改修を行いました。

宿泊利用の定員につきましては、旅館業法における簡易宿所営業として、旅館業法施行令第一条第三項の、施設の構造設置基準や旅館業における衛生等管理要領に寝室面積・お風呂・トイレ・洗面所などの設備内容により、適正な定員数が定められております。

そのため、蔵は一名から二名まで、離れは二名から五名までに改め、その利用料金につきましては、蔵一名二万五千円、二名五万円と改め、離れにつきましては、二名五万円、三名六万円、四名七万円、五名八万円と改めるものであります。

また、施設の有効利用として昼間の利用を提供するため、離れを「貸館」として、定員二名から十名まで、利用時間を午前十一時から午後二時までの時間帯で利用料金は、一回につき二万円を設定するものであります。

いずれの利用料金改正につきましても、金額の上限額を定めるものであります。

五條新町の町屋の良さを生かし、他の民間宿泊施設と競合しないよう、また施設の良さを最大限生かした上質な「つらえ」を行ったものであります。

なお、附則につきましては、規則で定める日から施行すると定めております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 州村家廣) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長 州村家廣) 次に日程第十七、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬) 議第四十一号 五條市簡易水道設置条例の一部改正について。

○議長 州村家廣) 提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

上下水道部長 辻本衡司登壇)

○上下水道部長 辻本衡司) ただいま上程いただきました議第四十一号 五條市簡易水道設置条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、議案書の三十五ページから三十六ページを御覧願います。

このたびの改正は、五條市簡易水道事業に係る白銀北地区の統合整備事業の完了に伴って、既存の水道事業区域の一部変更を行い、条文を整備するものであります。

五條市簡易水道設置条例第二条中の第七及び第十五給水区域は、第二十八給水区域に統合するため、これらの条文の削除を行うとともに、同条第二十八号中、「西吉野町湯川」の次に、「牧町」を加え条文の整備を行うものであります。

なお、条例の施行期日は、平成二十三年七月一日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 州村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長 州村家廣）次に日程第十八、議第四十二号から議第四十五号までの四議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬）議第四十二号 市道路線の認定について。

議第四十三号 市道路線の認定について。

議第四十四号 市道路線の認定について。

議第四十五号 市道路線の変更について。

○議長 州村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

都市整備部長 森本元三登壇

○都市整備部長 森本元三）ただいま上程いただきました、議第四十二号、議第四十三号、議第四十四号 市道路線の認定及び議第四十五号 市道路線の変更につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、議第四十二号の御説明でございます。

恐れ入りますが、議案書の三十七ページ及び次のページの地図を御覧いただきたく存じます。

地図中央付近の赤色表示の箇所でございます。

今回、認定をお願いいたします市道三在一二号線は、平成十六年から当該地区の農道整備事業として施工された道路であり、平成二十二年度におい

て完成され、市道としての基準も満たし、土地名義も五條市であり、今後市道として管理していくため認定をお願いするものでございます。

概要といたしましては、延長が三九八メートル、幅員が四・〇メートルから二二・〇メートルでございます。続きまして、議第四十三号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十八ページ及び次のページの地図を御覧いただきたいと存じます。

地図中央付近の赤色表示の箇所でございます。

次に、認定をお願いいたします市道新町九号線は、旧五新鉄道敷き新町高架橋部分で五條市の観光名所にもなっており、現在国土交通省直轄にて行われております国道二四号歩道整備工事につきましても高架部分の撤去及び架け替えを協議しております。

しかし、現在の五新鉄道敷きは五條市道ではなく道路法の適用を受けておらないため、今後の架け替え工事を国土交通省で行っていただくために、市の管理状況及び利用目的を明確にする必要があります。

市といたしましても、今後の「まちづくり計画」について貴重な構造物であり、五條市市道認定基準の認定条件には該当していない部分もあります。が、国土交通省に対して強く復旧の要望を行うためにも、市道認定をお願いするものでございます。

概要といたしましては、延長が三〇〇メートル、幅員が二・六メートルから四・〇メートルであります。

次に、議第四十四号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十九ページ及び次のページの地図を御覧いただきたいと存じます。

地図中央付近の赤色表示の箇所でございます。

最後に、認定をお願いいたします市道新町一〇号線の東側には、既存の市道新町一〇号線がありますが、五條簡易裁判所西側において狭あいど鋭角な部分があり、通行上危険なため改良の要望に基づき検討いたしました。が、用地の確保と構造的に改良が極めて難しい状況であります。

そこで、提案の箇所は五條市土地開発公社が所有する土地ではありますが、現在その箇所は地域住民及び一般車両が通行し生活道路としての働きを成しているとともに、五條市土地公社所有地の有効活用の観点から整備を行い、周辺道路の安全性を確保するために、新規市道の認定をお願いするものでございます。

概要といたしましては、延長が一〇三メートル、幅員が六・〇メートルから二二・〇メートルでございます。

続きまして議第四十五号 市道路線の変更につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十ページ及び次のページの地図を御覧願いたいと存じます。
地図中央付近の赤色表示の箇所でございます。

今回、変更をお願いいたしますのは市道本町一〇号線でございます。

この道路は、国道二四号歩道整備工事に伴い既存の市道本町一〇号線の起点部分が歩道として整備され、延長が二四三・七メートルから二三三メートルとなり一〇・七メートル短くなるため、起点位置の変更を行うものでございます。

以上で、議第四十二号、議第四十三号、議第四十四号 市道路線の認定及び議第四十五号 市道路線の変更につきましての御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 州村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（十五番）の声あり）十五番田原清孝議員。

○十五番 田原清孝）厚生建設常任委員会に付託されると思うのですが、先にちょっと新町九号線、これは二四号から北の方に向けて行っているところは、道がないけれども、あんなところを市道に認定しても、道があるのなら別やけれども、道が全然ないところを認定しようということは、どうということかなと思う。

そして、もう一つはずっと前からいろいろと懸案であったのですが、今申しました九号線の上のところから福祉センターに向いての五新鉄道の敷地なんですけれども、全部市道にしないで、これを見たら一〇メートルから二二メートルとなっておるけど、五メートルくらいは市道認定してもあと市道認定にするのやなしに、やっぱり隣接した土地の方に売ってあげたらどうかと、こんな広い土地、二二メートルもあるようなところをね、ということなんで、明日また聞かせていただければ、ちょっとこれは不自然だなと思えますので、答弁は要りませんけれども、その点だけ申しさせていただきます。

○議長 州村家廣）質疑を終わります。

本四議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長 州村家廣）次に日程第十九、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬) 議第四十七号 平成二十三年度五條市一般会計補正予算 第二号) 議定について。

(十一番) の声あり)

○議長 州村家廣) 十一番議会運営委員会峯林宏政委員長。

○議会運営委員長 峯林宏政) ただいま上程になりました議第四十七号につきましては、去る十三日の開会日において、市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、本議案は新規事業や政策的な経費を抑えた、いわゆる骨格予算で編成されていた当初予算に対する肉付けの予算でありますので、慎重審議を期するため、この際予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七人として、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 州村家廣) お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七人とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり)

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。

よって本議案は委員の定数を七人とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。

三番吉田雅範議員、七番藤富美恵子議員、八番池上輝雄議員、十番山田澄雄議員、十一番峯林宏政議員、十四番大谷龍雄議員、十五番田原清孝議員、以上七名の方をお願いします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程などについて御協議願いたいと思いますので、各位には本日散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長 州村家廣) 次に日程第二十、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 乾 旬) 議第四十六号 財産の取得について。

○議長 州村家廣) 提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

都市整備部長 森本元三登壇)

○都市整備部長 森本元三) ただいま上程いただきました議第四十六号 財産の取得につきまして提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の四十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、平成二十年度から五條市土地開発公社の健全経営化という目的で事業化しております(仮称)金剛山麓野鳥の森整備事業に必要な用地の一部を、五條市土地開発公社の所有地から購入するものでありまして、地方自治法第九十六条第二項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるところであります。

まず、取得する財産の所在地は、五條市小和町一〇九二番地ほか十九筆」で地目は、山林」でございます。面積につきましては、五七、一六四・六六平米」です。

取得予定価格は、「二億六千二百四万三千五百六十二円」でございます。

取得の相手方は、五條市本町二丁目一番一号 五條市土地開発公社 理事長職務代理者 五條市土地開発公社 副理事長 下村洋次」でございます。以上で、議第四十六号 財産の取得につきまして提案理由の御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 州村家廣) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長 州村家廣) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、二十一日から二十六日まで休会とし、次回、二十七日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時二十五分散会

